

# 建設委員会報告資料

令和5年3月14日

報告事項件名	頁
(1) あだち高台まちづくり推進協議会について	2
(2) 興野周辺地区まちづくり協議会（第13回）の開催結果について	4
(3) 新田まちづくり連絡会（第63回）の開催結果について	7
(4) 交通安全教室による死角体験等について	9
(5) 街路樹維持管理指針（案）の作成について	10
(6) 区立島糍屋公園 <sup>しまこうじや</sup> で発生した損害賠償請求事件について	15
(7) 優良緑化認定制度の新設について	17
(8) 【追加】インクルーシブブランコの設置方針の変更について	19
(9) 絶滅危惧種（ツシマウラボシシジミ）の保全シンポジウムの開催について	22
(10) 大谷田公園梅園ライトアップの実施結果について	26
(11) 綾瀬川緑地の河津桜育樹イベント実施結果について	28
(12) 千住大橋防災船着場整備の取組みについて	30
(13) 花畑川環境整備事業の取組みについて	32
(14) 耐震改修等助成制度の拡充について	37
(15) 不燃化特区内における建設費助成の新設等の拡充について	40
(16) 花畑二丁目生コン工場への対応状況について	43
(17) 区営住宅使用料滞納処理対策の進捗状況について	48
(18) マンション管理計画認定制度について	50
(19) 令和5年度足立市街地開発株式会社の事業計画及び収支予算について	省略

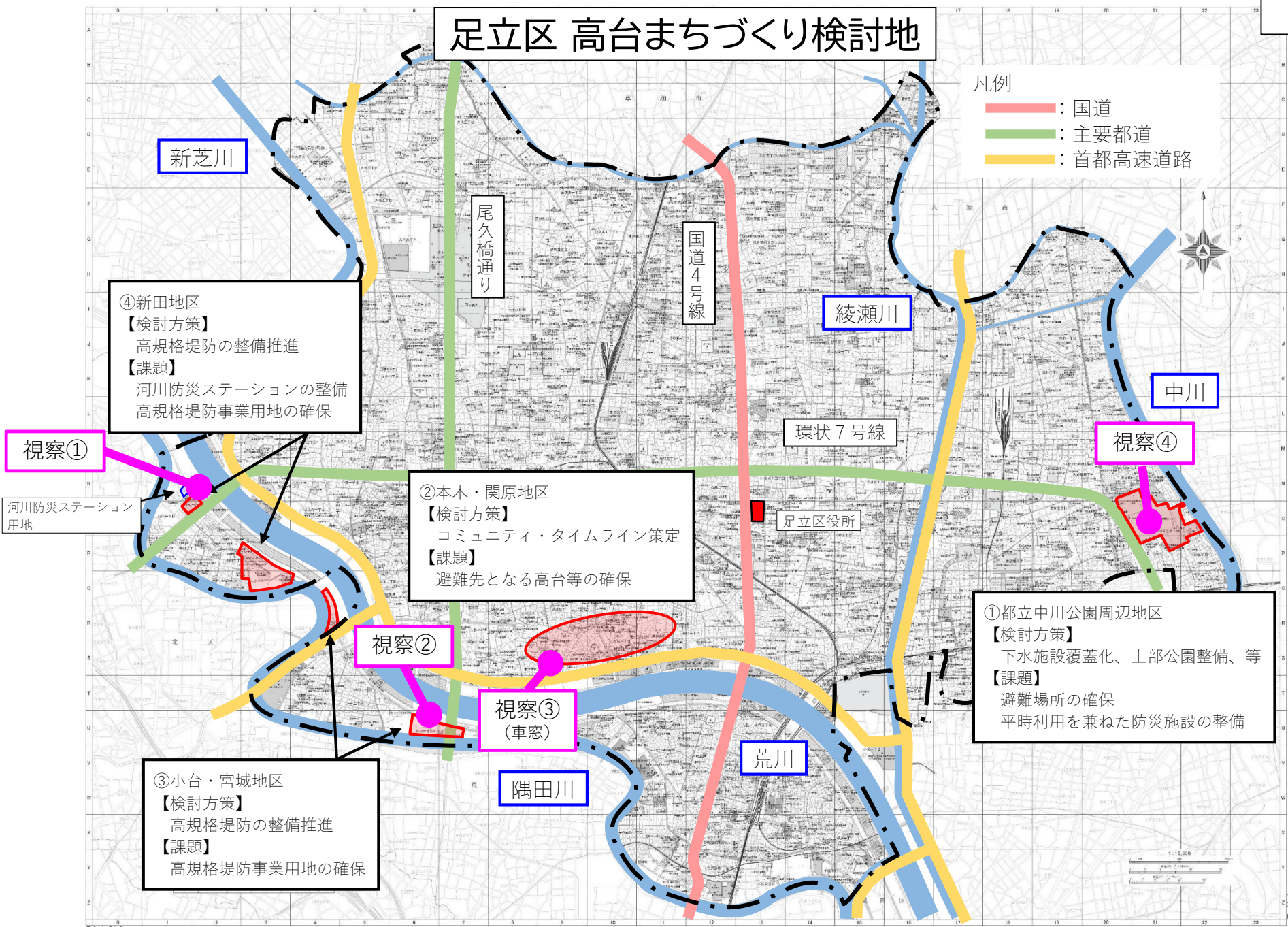
(都市建設部)

# 建設委員会報告資料

令和5年3月14日

件名	<b>あだち高台まちづくり推進協議会について</b>
所管部課名	都市建設部都市建設課
内 容	<p>第2回あだち高台まちづくり推進協議会を開催したので、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 開催日時</b> 令和5年2月28日（火）午前9時15分～午後0時15分</p> <p><b>2 場所</b> 検討候補地及び中川水再生センター（4階見学室）</p> <p><b>3 参加者</b></p> <p>（1）座長及び副座長 座長 足立区総合防災行政アドバイザー 副座長 副区長</p> <p>（2）委員</p> <p>ア 足立区 都市建設部長、総合防災対策室長</p> <p>イ 国土交通省 水管理・国土保全局、都市局 関東地方整備局（荒川下流河川事務所含む）</p> <p>ウ 東京都 都市整備局 市街地整備部 建設局 公園緑地部、河川部 下水道局 計画調整部</p> <p><b>4 内容</b></p> <p>（1）検討候補地の4地区の視察（別紙参照 P3） （2）検討候補地についての意見交換</p> <p><b>5 意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本木・関原地区は荒川右岸と比べて左岸は堤防の横に首都高・都道などの幹線道路、住宅密集地があり高台拠点整備が非常に難しい。</li> <li>・ 広大な敷地の中川公園は高台の拠点としての重要な役割を持っている。</li> <li>・ 高台の拠点整備を進めるうえで、区画整理事業などの事業と連携する必要があり、国・都・区が協力して取り組む必要がある。</li> </ul>
問題点 今後の方針	今後、国、東京都等関係機関と連携し、高台まちづくりの推進を図っていく。

# 足立区 高台まちづくり検討地



- 凡例
- : 国道
  - : 主要都道
  - : 首都高速道路

新芝川

尾久橋通り

国道4号線

綾瀬川

中川

環状7号線

足立区役所

隅田川

荒川

④新田地区  
**【検討方策】**  
 高規格堤防の整備推進  
**【課題】**  
 河川防災ステーションの整備  
 高規格堤防事業用地の確保

視察①

河川防災ステーション用地

②本木・関原地区  
**【検討方策】**  
 コミュニティ・タイムライン策定  
**【課題】**  
 避難先となる高台等の確保

視察②

視察③  
(車窓)

①都立中川公園周辺地区  
**【検討方策】**  
 下水施設覆蓋化、上部公園整備、等  
**【課題】**  
 避難場所の確保  
 平時利用を兼ねた防災施設の整備

視察④

③小台・宮城地区  
**【検討方策】**  
 高規格堤防の整備推進  
**【課題】**  
 高規格堤防事業用地の確保

# 建設委員会報告資料

令和5年3月14日

件 名	<b>興野周辺地区まちづくり協議会（第13回）の開催結果について</b>				
所管部課名	都市建設部まちづくり課				
内 容	<p>興野周辺地区におけるまちづくりの進捗状況について意見交換を行うため、第13回興野周辺地区まちづくり協議会を開催したので、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 開催日時</b>     令和5年1月27日（金）     午後7時～午後8時</p> <p><b>2 場 所</b>         西新井小学校3階     ランチルーム</p> <p><b>3 参加者</b>         地元町会自治会等     12人</p> <p><b>4 内 容</b></p> <p>（1）興野周辺地区地区まちづくり計画（変更案）の進捗状況について  （2）公社興野町住宅建築工事の進捗状況について  （3）その他            ア 補助第138号線の進捗状況について            イ 興野町いちょう公園のオープニングイベントについて            ウ 細街路の道路拡幅について</p> <p><b>5 主な質疑</b></p> <p>Q1：新しくできた公園樹木の葉っぱで樋が詰まってしまうので、落ち葉の前に早めの剪定ができないか。  A1：公園管理部署に伝える。</p> <p>Q2：細街路の拡幅がガタガタで、下がったり下がらなかつたりしている。なんとかならないのか。  A2：細街路整備を区が施工できるようにするなど、工夫して取り組んでいる。今後も努力したい。</p> <p>Q3：職員は異動があるが、しっかり現場を見て取り組んでいただきたい。  A3：しっかり現場を見て取り組んでいきたい。</p> <p><b>6 今後の予定</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">時 期</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年3月</td> <td style="text-align: center;">まちづくりニュースの配布（別紙参照 P5～6）</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	内 容	令和5年3月	まちづくりニュースの配布（別紙参照 P5～6）
時 期	内 容				
令和5年3月	まちづくりニュースの配布（別紙参照 P5～6）				
問 題 点 今後の方針	引き続き地区全体の地区整備計画策定に向け、周辺住民の意見を聞き丁寧に進めていく。				



# 興野周辺地区

## まちづくりニュース



令和4年  
11月11日  
OPEN!



遊びに行こう!

# 興野町 いちちょう公園

子どもに人気の遊具や広場がある「にぎわい」空間と、おしゃべりしながら休息出来るベンチやテーブルセットがある「やすらぎ」空間を配置した公園が開園しました!

### 興野町いちちょう公園オープニング記念イベントを開催します!

【日時】 令和5年3月26日(日) 10時~14時

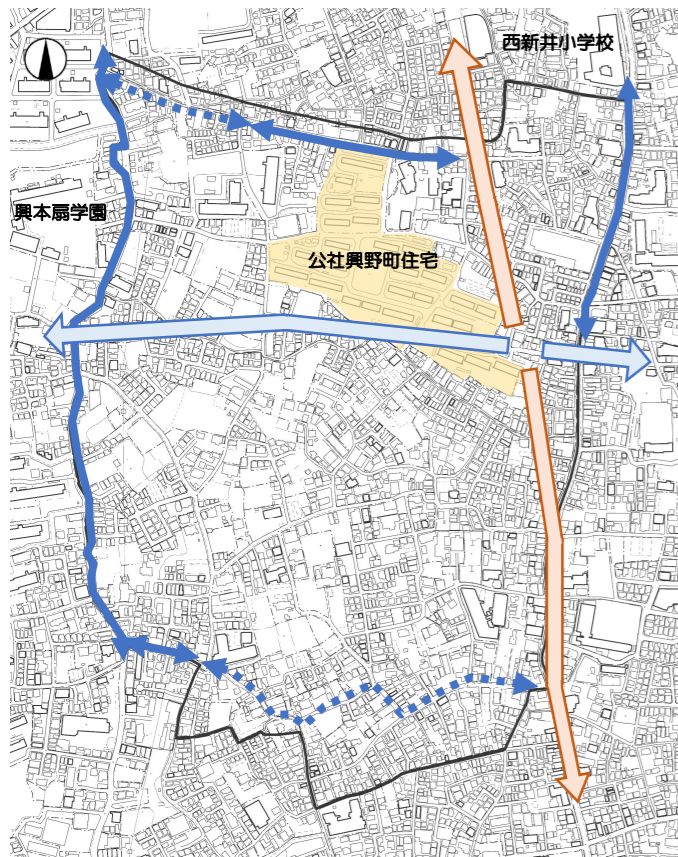
【場所】 興野町いちちょう公園(西新井本町四丁目18番)



大人から子供まで楽しめるイベントを予定しておりますので、ぜひお越しください!

## 災害に強いまちづくり②「道路整備」

### 道路ネットワークの計画



興野周辺地区は、2つの都市計画道路と4つの主要生活道路により、地区の骨格が形成されています。

都市計画道路は、**延焼拡大の防止効果**や、**震災時は安全な避難路**としての役割が期待できます。

特に地区の中心部を横断している補助第138号線は、防災性を向上させるために最も重要な路線であるため、早期整備を目指しています。

また、主要生活道路は、消防活動を円滑に行える幅員6mに整備できるよう、現在、事業手法を検討しています。

- 補助第138号線(計画)
- 補助第253号線(計画)
- 主要生活道路(幅員6m以上)
- 主要生活道路(幅員6m未満)

### 補助第138号線(興野地区)

補助第138号線(興野地区)は早期整備に向け、令和7年度の事業認可を目指しています。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度~
用地測量	→			
事業認可			→	
用地取得				→

し完令  
て成和  
いを20  
ます目  
す年  
標度  
との

※今後の調整・検討・状況により、変更となる場合があります。

◆お問い合わせ先 足立区都市建設部道路整備課用地担当係 電話:3880-5911(直通)

#### 【まちづくりニュースに関するお問合せ先】

足立区 都市建設部 まちづくり課 西部地区係

電話:3880-5437(直通)

E-mail:machi@city.adachi.tokyo.jp

FAX:3880-5605

「本ニュースで使用している地図は東京都縮尺1/2,500地形図を使用した物です。(承認番号)MMT 利許第04-121号」

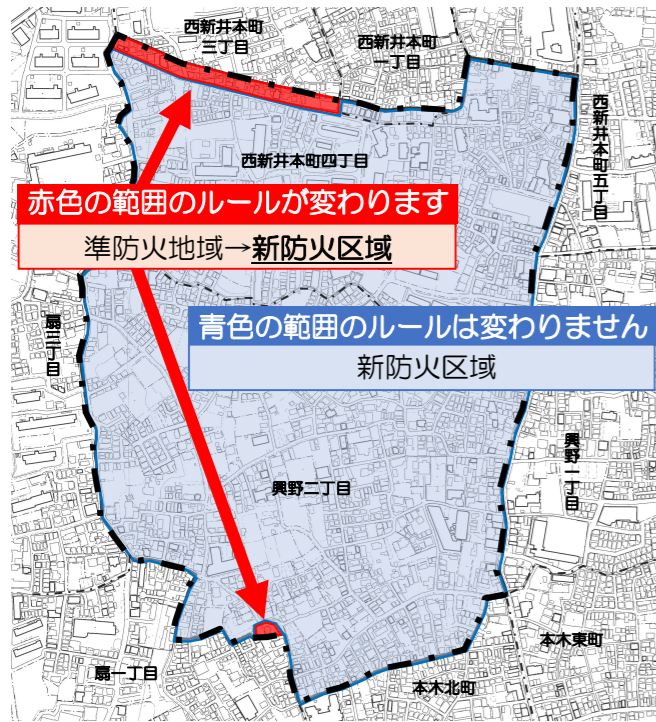
次ページから

「災害に強いまちづくり」への取り組みを説明します



# 災害に強いまちづくり①「燃えない・燃え広がらない建物づくり」

## 興野周辺地区の一部で建築のルールが変わります！



より燃えにくい建物が建築されるよう、左図の赤色の範囲を「準防火地域」から「新防火区域」に変更します。

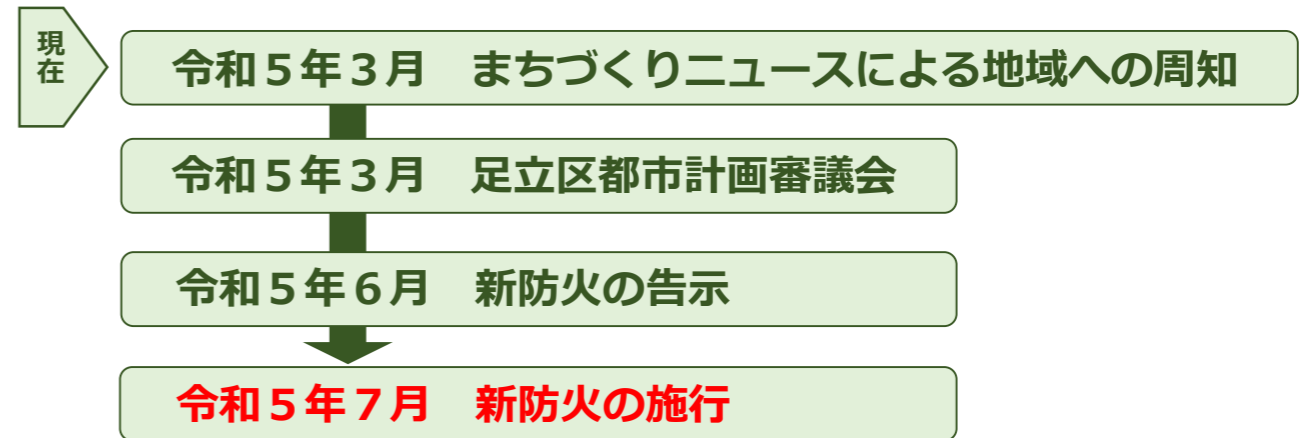
新防火区域とは、新たに建築する際の防火規制を強化する区域で、建物をより燃えにくい構造とすることで、まち全体の防災性を向上させる手法です。

現在の防火規制である準防火地域と比べ、燃えにくさのレベルを少し上げた規制となります（準防火地域と新防火区域の規制概要については下段参照）。

## 新防火に関する主な意見

- Q1 今すぐ建て替える必要はありますか？  
 A1 皆様の建て替えに合わせて、不燃化を進めていくものなので、将来建て替える際にご協力をお願いします。今すぐ建て替える必要はありません。
- Q2 耐火建築物にしなければなりませんか？  
 A2 3階以下の建物は準耐火建築物以上、4階以上は耐火建築物となるなど、建物の階数と延べ面積によって異なります。

## 今後のスケジュール

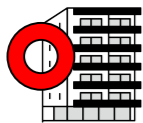


## 新防火区域内に建築できる建物の燃えにくさについて

### 耐火建築物

- 火災が終了するまで倒壊を防ぐ
- 火災による延焼を防ぐ
- 近隣への延焼を防ぐ

建てられます



### 準耐火建築物

- 耐火建築物には劣るが火災による延焼を防ぐ
- 近隣への延焼を防ぐ

建てられます



### 防火構造の建築物

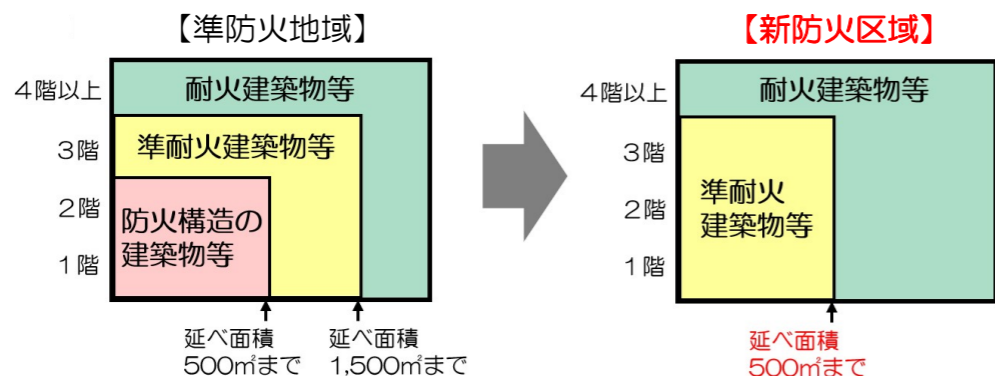
- 外部で火災が発生した場合、燃え移るのを抑えますが、建物内部での火災に耐えられる構造ではありません

建てられません



## 準防火地域と新防火区域の規制概要

新防火区域に変わると、建物の延べ面積と階数によって、建築できる建物が変わります。



## 不燃化特区への支援制度

「不燃化特区」への支援制度とは、木造住宅密集地域の改善を一段と加速するため、都と区が連携して「燃えない・燃え広がらない」まちづくりを進める支援制度です。興野周辺地区は不燃化特区に位置づけられており、解体助成金等の支援制度がご利用いただけます。

### ①解体費用を助成 **拡充**

下記のいずれかの条件を満たす老朽建築物を解体する場合、解体費の一部を助成します。

※ 令和5年4月1日より助成額が増額されます。  
 (最大210万から最大280万に増額)

- 昭和56年5月31日以前に建築された(旧耐震)木造又は軽量鉄骨造の建築物
- 区の調査によって危険であると認められた建築物
- 延焼防止上危険な木造建築物として国が定めた基準に該当する建築物

詳しくは  
こちらへ



### ②専門家を無料で派遣

不燃化特区の区域内に土地または建物をお持ちの方を対象に、建築物の解体や建替え等における相談内容に応じて、一級建築士や不動産鑑定士、弁護士などを派遣します。



◆お問い合わせ先 足立区都市建設部建築防災課不燃化推進係 電話：3880-6269 (直通)

# 建設委員会報告資料

令和5年3月14日

件名	<b>新田まちづくり連絡会（第63回）の開催結果について</b>
所管部課名	都市建設部まちづくり課 道路公園整備室道路整備課 建築室住宅課
内容	<p>新田地区におけるまちづくりの進捗状況について意見交換を行うため、第63回新田まちづくり連絡会を開催したので、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 開催日時</b> 令和5年2月21日（火） 午後6時30分～午後7時15分</p> <p><b>2 場 所</b> 新田地域学習センター2階 第1・2学習室</p> <p><b>3 参加者</b> 地元町会自治会等 9名</p> <p><b>4 内 容</b>                  (1) 地域包括支援センター新田の受託法人の変更について                  (2) 特別養護老人ホーム新田楽生苑の開設について                  (3) 隅田川スーパー堤防等整備事業について                  (4) 区営住宅の集約建替えの進捗状況について                  (5) 新田橋架替え整備の進捗状況について                  (6) その他</p> <p><b>5 主な質疑</b>                  Q1：新田一丁目のスーパー堤防はいつ完成するのか。                  A1：令和6年2月の完成予定である。もうしばらくご協力頂きたい。                  Q2：区営新田二丁目アパートの跡地活用は決まっているのか。                  A2：決まっていない。まちづくりに貢献できるように検討していきたい。                  Q3：新田橋の進捗について、まちづくりニュース等でお知らせとあるが、毎回発行するのか。                  A3：まずは夏頃のまちづくりニュース発行を予定している。また、工事の進捗などについては、北区と相談して工事開始前に説明会等ができればと考えている。                  Q4：新田橋のスケジュールに遅れはないのか。                  A4：令和5年度着手、令和14年完成とあるが、北区で見直しをかけていると聞いている。</p>

	<p><b>6 今後の予定</b></p> <table border="1" data-bbox="413 203 1385 309"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 203 683 253">時 期</th> <th data-bbox="683 203 1382 253">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 253 683 309">令和5年夏頃</td> <td data-bbox="683 253 1382 309">まちづくりニュースの配布</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	内 容	令和5年夏頃	まちづくりニュースの配布
時 期	内 容				
令和5年夏頃	まちづくりニュースの配布				
<p>問 題 点 今後の方針</p>	<p>今後も、まちづくり連絡会を通じて情報発信し、地域の意見をまちづくりに反映させていく。</p>				



# 建設委員会報告資料

令和5年3月14日

件名	交通安全教室による死角体験等について
所管部課名	都市建設部交通対策課
内容	<p>以前より小学校などで、関係機関によりトラックを活用した死角体験等の交通安全教室が行われてきた経緯があるが、こうした取り組みをより安定的、継続的に実施できるよう、経費補助を検討しているため、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 補助の概要</b></p> <p>(1) 補助額 車両1台あたり最大15,000円</p> <p>(2) 補助対象事業 実際の車両を活用した死角体験や、内輪差の危険性に関する普及啓発を含む交通安全教室</p> <p>(3) 補助事業者 東京都トラック協会足立支部、バス事業者 等</p> <p>(4) 想定予算額 600,000円 (20か所×車両2台×15,000円=600,000円)</p> <p>※ 過去の同様の交通安全教室実施実績等を踏まえ算出</p> <p>※ 1か所の交通安全教室で、最大2台のトラック等の車両が使用されることを想定</p> <p><b>2 開始時期</b> 令和5年4月1日からの制度開始を予定。</p>
問題点 今後の方針	交通安全教室を実施する関係機関が円滑に制度を活用できるよう、制度周知等を十分に行いながら、必要な調整を行っていく。

# 建設委員会報告資料

令和5年3月14日

件名	<b>街路樹維持管理指針（案）の作成について</b>				
所管部課名	道路公園整備室東部道路公園維持課 西部道路公園維持課				
内 容	<p>街路樹維持管理指針（案）を作成したので、以下のとおり報告する（別添資料1参照）。</p> <p><b>1 パブリックコメントの意見に対する区の考え方の修正について</b></p> <p>(1) 修正理由</p> <p style="padding-left: 2em;">別紙（P12～14）パブリックコメント意見No.4における区の考え方について、「路線ごとの将来計画」は、重点的に取り組む路線だけではなく、街路樹のある全路線を順次設定していくことを明記する必要があるため。</p> <p>(2) 新旧対照表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">修正前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">修正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">重点的に取り組む路線に位置付けた路線での取り組みを参考に、その他の路線も順次、都市計画等を踏まえ将来目標を設定します</td> <td style="padding: 5px;">地域に親しまれる街路樹を目指し、街路樹のある全路線は順次、重点的に取り組む路線に選定した路線での取り組みや都市計画等を参考に、路線ごとの将来目標と維持管理の方針を設定します</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 街路樹維持管理指針（案）の概要について</b></p> <p>(1) 取り組み方針編</p> <p style="padding-left: 2em;">本編では、以下の内容から足立区が目指す街路樹像を実現するための取り組み方針を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 足立区の街路樹の現状と課題</li> <li>イ 指針の目的</li> <li>ウ 取り組みの方向性</li> </ul> <p>(2) 実務編</p> <p style="padding-left: 2em;">本編では、街路樹の維持管理に携わる職員や委託業者等が共通認識を持って業務が行えるよう、具体的な実務内容を示す。</p>	修正前	修正後	重点的に取り組む路線に位置付けた路線での取り組みを参考に、その他の路線も順次、都市計画等を踏まえ将来目標を設定します	地域に親しまれる街路樹を目指し、街路樹のある全路線は順次、重点的に取り組む路線に選定した路線での取り組みや都市計画等を参考に、路線ごとの将来目標と維持管理の方針を設定します
修正前	修正後				
重点的に取り組む路線に位置付けた路線での取り組みを参考に、その他の路線も順次、都市計画等を踏まえ将来目標を設定します	地域に親しまれる街路樹を目指し、街路樹のある全路線は順次、重点的に取り組む路線に選定した路線での取り組みや都市計画等を参考に、路線ごとの将来目標と維持管理の方針を設定します				

	<p><b>3 指針策定後の進め方</b></p> <p>(1) 重点的に取り組む路線で試行を進め、結果を検証することにより、その他の街路樹路線の維持管理に活かしていく。</p> <p>(2) 街路樹の維持管理に携わる職員及び委託業者に対して、指針の内容についての研修などを通じて本指針を周知し、実務に反映する。</p>
<p>問 題 点 今後の方針</p>	<p>建設委員会における審議を踏まえ、街路樹維持管理指針を策定する。</p>

**「街路樹維持管理指針（取り組み方針編）（素案）」に関するパブリックコメントの  
実施結果及び意見に対する区の考え方について**

1 パブリックコメントの状況

(1) 実施期間

令和4年11月1日（火）～令和4年11月30日（水）

(2) 意見提出数等

ア 提出者数（件数） 1名（7件）

イ 提出方法

(ア) 区ホームページの意見受付フォーム	0名
(イ) Eメール	0名
(ウ) FAX	0名
(エ) 郵送	0名
(オ) 窓口への持参	1名（7件）

2 意見の構成

内 容	件 数
序章	0
第1章 足立区の街路樹の現状と課題	2
第2章 指針の目的と対象	0
第3章 足立区が目指す街路樹像	5
合計	7



寄せられたご意見に対する区の考え方（「街路樹維持管理指針（取り組み方針編）」素案）

No.	意見の概要	区の考え方
<b>第1章 足立区の街路樹の現状と課題</b>		
1	<p>区民の方からのクレームへの場当たりの対応となっていることが課題と考えます。当然、道路としての役割を阻害する要因は取り除かねばなりません。要望の内容によっては、区民にもご協力をいただく働きかけも必要なのではないでしょうか。そのためにも、今回のような管理指針を定め、区民への周知・理解を促す必要があると考えます。</p>	<p>ご意見いただきました「管理指針を区民へ周知・理解を促す必要がある」という内容につきまして、10頁「1 策定の目的」に、「本指針を広く周知し、区民の皆さまに内容をご理解いただき、方針にご協力賜ることが、適切な街路樹の維持管理につながっていきます」と加筆いたします。</p>
2	<p>適期以外の剪定による問題としては、樹木の生育への影響のほかにも、ヒートアイランド現象への対策に十分な緑陰形成がなされていないこともあるのではないのでしょうか。夏季剪定における作業の結果、最も緑陰が必要な真夏に緑陰を得られていない状況にあります。</p>	<p>12頁の「維持管理の年間計画」に、ヒートアイランド現象への対策の一環として「夏場の緑陰形成など快適な道路空間となるよう、維持管理の年間計画をたてる」と記載いたしております。</p> <p>なお、具体的な方策につきましては、現在作業中の実務編に記載して、可能な限り適期での剪定に努めてまいります。</p>
<b>第3章 足立区が目指す街路樹像</b>		
3	<p>課題として、各街路を担当する職員の方によって剪定方針に偏りがあるのが現状です。特に陳情対応の際には、樹木や景観に悪影響となる過度な強剪定を指示されるケースもあります。よって、基準の共有化は是非取り組んでいただきたいですが、職員・業者に基準が浸透するまでは、担当エリアを単年で変えるのではなく、中長期的に受け持つべきと考えます。</p>	<p>各担当職員による剪定方針の偏りの解消につきましては、本指針を維持管理の基準とすることを職員間で共有し、研修などで理解を深めることで、バランスのよい街路樹の維持管理を行ってまいります。</p> <p>委託業者に基準を浸透させる方法の一つとして、業者ごと中長期的に担当路線を決めることも、今後検討してまいります。</p> <p>また、足立区造園業防災協会との意見交換会などを通じて、発注者側と受注者側、それぞれが認識する課題を共有し、改善策を検討する機会を設けてまいります。</p>

No.	意見の概要	区の方考え方
<b>第3章 足立区が目指す街路樹像</b>		
4	<p>重点路線選定の方針として、他にも区内の都市計画とセットで検討していくべきと考えます。例えば、西新井大師など歴史ある寺社の参道の拡張と合わせてシンボル並木を形成するなど、街全体の景観づくりとして考えていただきたいです。</p>	<p>重点路線選定は既存路線を対象としているため、西新井大師参道の拡張といった将来計画を伴う街全体の景観づくりという視点は、方針に取り入れることはできません。</p> <p>しかし、いただいたご意見を参考にいたしまして、13頁「路線ごとの将来計画」に、「<u>地域に親しまれる街路樹を目指し、街路樹のある全路線は順次、重点的に取り組む路線に選定した路線での取り組みや都市計画等を参考に、路線ごとの将来目標と維持管理の方針を設定します</u>」と修正・加筆いたします。</p>
5	<p>枯木撤去後も新たに植樹できずにいる狭い空桝に関しては、景観上の観点からも、すぐにでも低木・地被類の植栽や歩道と同様の舗装を検討していただきたいです。</p>	<p>枯損木撤去後は、景観上及び安全上の観点からも空桝のままにせず、まずは歩行者の安全確保のために速やかに簡易舗装を行います。その後、歩道幅員を確保できないなどの理由により街路樹を植樹しない箇所については、まとまった舗装ができる所から優先的に工事を行っていきます。</p>
6	<p>「道路形態に合う樹種」について、植樹した初期の姿ではなく、長期的な視点で、生長した樹高・樹勢がその道路環境に適したものかを考慮して選定いただきたいです。また、温暖化や気候変動、病害虫に対応できる樹種（理想は在来種）の選定も必要と考えます。</p>	<p>「道路形態に合う樹種」の選定にあたりましては、生長した樹木を想定して、その道路環境に適した樹種を選定してまいります。また、温暖化や気候変動、病害虫への対応も踏まえて検討してまいります。</p> <p>なお、具体的な樹種選定の考え方につきましては、現在作業中の実務編に記載してまいります。</p>
7	<p>公園・公共施設だけでなく、周辺のマンションや大学・企業・商業施設とも一体となって、景観形成を検討していただきたいです。(参考例)葛飾にいじゅくみらい公園</p>	<p>13頁「その他の公共施設等との連携」に、「幅員の狭い歩道では、公園外周部と道路を一体利用できるような整備を行うなど、その他の公共施設と連携して安全性を確保します。また、良好な景観形成や道路空間の快適性の向上を目指し、公共施設に限らず、周辺のマンションや大学・企業・商業施設等と連携してまいります」と修正・加筆いたします。</p>

# 建設委員会報告資料

令和5年3月14日

件名	<small>しまこうじや</small> <b>区立島糝屋公園で発生した損害賠償請求事件について</b>																		
所管部課名	道路公園整備室西部道路公園維持課																		
内容	<p>平成19年に区立島糝屋公園（足立区鹿浜二丁目22番）内の少年野球場で発生した事故の損害賠償請求事件（令和3年6月16日提訴）の現在までの訴訟経過および今後の予定について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 事故概要</b></p> <p>相手側の主張によると平成19年9月16日、被害者（当時34歳）が親戚の子どもとサッカーをして遊んでいた際、グラウンドの金属製側溝蓋が逆さまになっており、それを被害者が踏み、突起物が運動靴を貫通し左足土踏まず部分に裂傷を負った。</p> <p>傷病名 左足関節骨髄炎（当初 左足底部皮膚裂傷）</p> <p><b>2 現在の審議状況</b></p> <p>令和5年1月20日（金）の弁論準備期日で裁判所の和解案を原告・被告ともに承諾した。</p> <p><b>3 次回裁判期日</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年4月14日（金）午前10時00分</li> <li>・ 被告（区）側の事務処理等進捗状況報告予定</li> </ul> <p><b>4 訴訟経過</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年月日</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3. 6. 16</td> <td>原告より裁判所に訴訟提起</td> </tr> <tr> <td>R3. 8. 2</td> <td>第1回口頭弁論期日（被告答弁書提出）</td> </tr> <tr> <td>R3. 9. 6</td> <td>弁論準備期日（原告第1準備書面提出）</td> </tr> <tr> <td>R3. 11. 9</td> <td>弁論準備期日（被告準備書面(1)提出）</td> </tr> <tr> <td>R4. 1. 14</td> <td>弁論準備期日（原告第2準備書面提出）</td> </tr> <tr> <td>R4. 3. 24</td> <td>弁論準備期日（原告第3準備書面提出、被告準備書面(2)提出）</td> </tr> <tr> <td>R4. 5. 30</td> <td>弁論準備期日（被告準備書面(3)(4)(5)提出）</td> </tr> <tr> <td>R4. 7. 20</td> <td>弁論準備期日（原告第4準備書面、請求の拡張申立書（請求額の増額）等提出）</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	内 容	R3. 6. 16	原告より裁判所に訴訟提起	R3. 8. 2	第1回口頭弁論期日（被告答弁書提出）	R3. 9. 6	弁論準備期日（原告第1準備書面提出）	R3. 11. 9	弁論準備期日（被告準備書面(1)提出）	R4. 1. 14	弁論準備期日（原告第2準備書面提出）	R4. 3. 24	弁論準備期日（原告第3準備書面提出、被告準備書面(2)提出）	R4. 5. 30	弁論準備期日（被告準備書面(3)(4)(5)提出）	R4. 7. 20	弁論準備期日（原告第4準備書面、請求の拡張申立書（請求額の増額）等提出）
年月日	内 容																		
R3. 6. 16	原告より裁判所に訴訟提起																		
R3. 8. 2	第1回口頭弁論期日（被告答弁書提出）																		
R3. 9. 6	弁論準備期日（原告第1準備書面提出）																		
R3. 11. 9	弁論準備期日（被告準備書面(1)提出）																		
R4. 1. 14	弁論準備期日（原告第2準備書面提出）																		
R4. 3. 24	弁論準備期日（原告第3準備書面提出、被告準備書面(2)提出）																		
R4. 5. 30	弁論準備期日（被告準備書面(3)(4)(5)提出）																		
R4. 7. 20	弁論準備期日（原告第4準備書面、請求の拡張申立書（請求額の増額）等提出）																		

年月日	内 容
R4. 9. 8	弁論準備期日（原告第5準備書面等提出、被告準備書面(6)(7)、請求拡張申し立てに対する答弁書等提出）
R4. 10. 20	弁論準備期日（原告第6準備書面等提出、和解について裁判所と個別協議）
R4. 11. 11	裁判所から和解案の提示
R4. 12. 12	弁論準備期日（裁判所の和解案についての協議）
R5. 1. 20	弁論準備期日（裁判所の和解案を原告・被告ともに承諾）

#### 5 議会への情報提供状況

年月日	内 容
R3. 8. 19	8月閉会中の建設委員会で提訴されたことを報告
R4. 8. 22	8月閉会中の建設委員会で訴訟経過を報告
R5. 3. 14	1定建設委員会で裁判所の和解案を原告・被告ともに承諾したことを報告

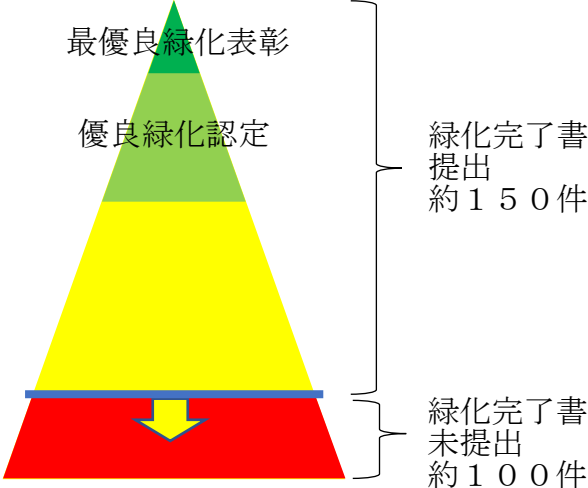
問題点  
今後の方針

関係部署と連携をとりながら、和解に向けて事務を進めていく。

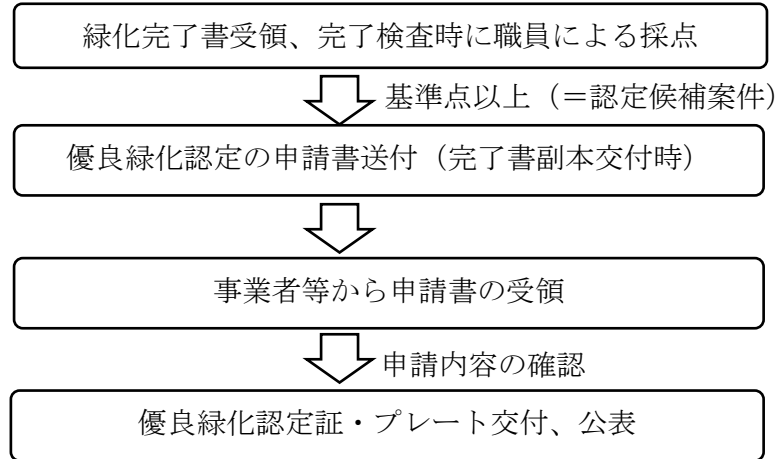


# 建設委員会報告資料

令和5年3月14日

件名	優良緑化認定制度の新設について																
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課																
内容	<p>緑化完了書の提出件数を増やすとともに、景観の向上に資する緑地を担保するため、「優良緑化認定制度」を新設する。</p> <p><b>1 制度概要</b></p> <p>(1) 優良緑化認定          緑化完了書提出案件から、優良緑化認定審査基準（別添資料2参照）に基づき、職員が認定する。          認定件数は、令和4年度に行った採点シミュレーション（別添資料3参照）より、30件程度を想定。</p> <p>(2) 最優良緑化表彰          優良緑化認定された案件から足立区緑の基本計画推進会議にて最優良緑化を選定し、表彰する。</p> <p style="text-align: center;"><b>優良緑化認定制度のイメージ図</b></p>  <p>(3) 緑化計画書実績</p> <table border="1" data-bbox="434 1671 1433 1924"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>緑化計画書提出件数</th> <th>緑化完了書提出件数</th> <th>緑化完了書未提出件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>275件</td> <td>170件 (62%)</td> <td>105件 (38%)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>242件</td> <td>156件 (65%)</td> <td>86件 (35%)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>250件</td> <td>135件 (54%)</td> <td>115件 (46%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和3年度分については、緑化工事が完了していない案件が多いため参考数値</p>	年度	緑化計画書提出件数	緑化完了書提出件数	緑化完了書未提出件数	令和元年度	275件	170件 (62%)	105件 (38%)	令和2年度	242件	156件 (65%)	86件 (35%)	令和3年度	250件	135件 (54%)	115件 (46%)
年度	緑化計画書提出件数	緑化完了書提出件数	緑化完了書未提出件数														
令和元年度	275件	170件 (62%)	105件 (38%)														
令和2年度	242件	156件 (65%)	86件 (35%)														
令和3年度	250件	135件 (54%)	115件 (46%)														

## 2 優良緑化認定の流れ（年度単位）



## 3 最優良緑化表彰及び公表

足立区緑の基本計画推進会議（毎年7月開催予定）にて、前年度の優良緑化認定案件のうち優良緑化認定審査基準20点以上のものについて意見聴取（※）を行い、決定する。決定後表彰し、優良緑化認定案件と共に区ホームページ等で公表する。

※ 足立区緑の基本計画推進会議委員への意見聴取のポイント

- ・ 優良緑化認定の申請書における、緑化に関するコンセプトやPRの内容が優れており、維持管理への意欲が高いか。
- ・ 整備した緑地が、足立区の財産として後世に残したい緑に値するか。

## 4 今後のスケジュール



- (1) 優良緑化認定制度に関する要綱制定  
令和5年4月1日 施行予定
- (2) 優良緑化認定証及びプレートの作成  
令和5年4月1日までにデザイン完成予定

問題点  
今後の方針

優良緑化認定案件について、5年以上良好な緑地を継続管理している場合には、みどりの功労者への表彰について検討していく。

# 建設委員会報告資料

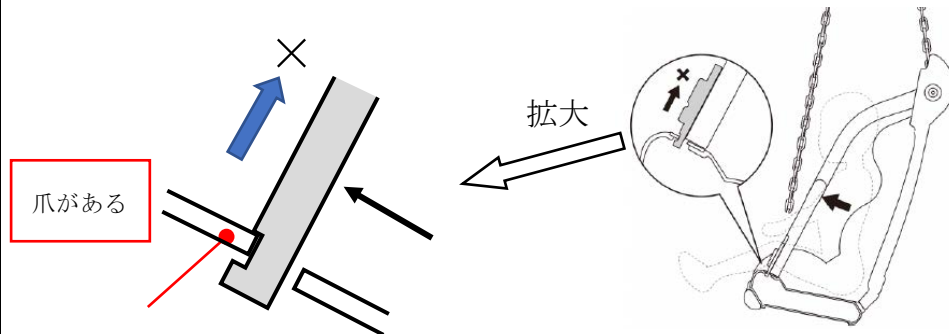
令和5年3月14日

<p>件名</p>	<p><b>【追加】インクルーシブブランコの設置方針の変更について</b></p>
<p>所管部課名</p>	<p>道路公園整備室パークイノベーション推進課</p>
<p>内 容</p>	<p>インクルーシブブランコは、可能な限り多くの公園に設置していく方針で取り組んできたが、上沼田第二公園で発生した事案を受け、設置方針を変更したので以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 発生事案</b></p> <p>令和4年12月8日（木）、安全バーが持ち上げられずブランコから降りられない子がいた（現在は、通常の座板に交換済み）。</p> <p><b>2 原因</b></p> <p>当該製品（A社製）は、利用者本人（子）が安全バーに体重をかけながら操作した場合、ロックレバーが外れにくい構造であった。</p> <p>写真1 該当のブランコ</p> <p>写真2 ロックレバー</p>   <p>ロックレバー</p> <p>安全バー</p> <p>正常時は、ロックレバーを上にあげることで外すことができる</p> <p><b>3 今後の設置方針</b></p> <p>利用者の安全を第一とし、当面は次のとおり設置していく。</p> <p>(1) 管理者のいる公園に設置する。</p> <p>(2) ロックレバーが外しやすいことを確認したB社製を使用する。なお、A社製については、メーカーの改良報告を確認したうえで使用の再開を検討する。</p>

#### 4 メーカー（A社）のヒアリング結果（参考）

- (1) 当該製品は保護者や介助者の同行を前提としている。
- (2) 利用者の体重が安全バーにかかると、ロックレバーの爪がかかり外れにくくなる構造となっている。
- (3) 利用者本人が操作する場合、ロックレバーが外れにくいことがある。
- (4) 事故の事例はない。
- (5) 今後、利用者本人がロックレバーを操作する際の外れにくさを改善できるように、改良方法を検討する。

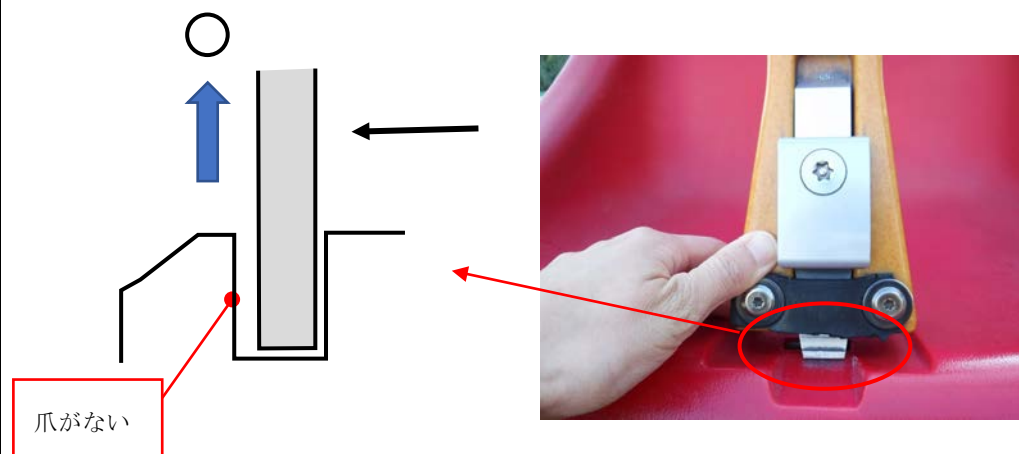
安全バーに内側から外側に向けて力が加わった際のロックレバーの様子



#### 5 他メーカー製品の検討（参考）

- (1) 設置実績が多数あるのはA社とB社であった。
- (2) 設置事例を視察し、B社の方がロックレバーを外しやすいことを確認した。

ロックレバー拡大図





問題点 今後の方針	利用者の安全を第一に、インクルーシブブランコを設置していく。
--------------	--------------------------------

# 建設委員会報告資料

令和5年3月14日

件名	絶滅危惧種（ツシマウラボシシジミ）の保全シンポジウムの開催について
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課
内容	<p>生物園が保全に取り組んでいる絶滅危惧種（ツシマウラボシシジミ）の保全シンポジウムの開催について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 経緯</b></p> <p>日本では長崎県対馬北部にのみ生息し、絶滅の危機に瀕していた蝶（ツシマウラボシシジミ）を保全するため、生物園がNPO法人日本チョウ類保全協会とともに平成25年に取り組みを開始し、生物園の園内で飼育下繁殖に成功した。現在、貴重な保全拠点となっている。</p> <p>過去のシンポジウムは本来の生息地である対馬市で開催されたが、第3回目は、生物園の取り組みを広く一般に知ってもらうため、足立区で開催する。</p> <p><b>2 概要</b></p> <p>(1) 日時 令和5年3月21日（火・祝） 午後1時～午後4時30分</p> <p>(2) 会場 竹の塚地域学習センター 講堂 （竹の塚二丁目25番17号）</p> <p>(3) 内容</p> <p>ア 感謝状授与式（対馬市長より足立区長へ） ツシマウラボシシジミの生息域外保全への貢献を称え、生息地である対馬市の市長より足立区長へ感謝状が授与される。</p> <p>イ 講演</p> <p>ウ 総合討論</p> <p><b>3 参加者（予定）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講演者（対馬市職員、大学講師等） 4名</li> <li>・ 招待者（環境省職員等） 3名</li> <li>・ 一般参加者（公募） 約100名</li> <li>・ オンライン参加者 数十名</li> </ul>

	<p><b>4 主催</b>  対馬市、日本<sup>りんし</sup>鱗翅学会自然保護委員会、足立区による共催</p> <p><b>5 区民等への周知方法</b>  (1) あだち広報  (2) 生物園ホームページ、ツイッター  (3) チラシ（別紙参照 P 2 4～2 5）、東武伊勢崎線車内広告</p>
<p>問 題 点  今後の方針</p>	<p>引き続き、絶滅危惧種の保全活動など生物園のPRに努め、来園者増につなげていく。</p>

別紙

小さな生物園が

絶滅危惧のチョウを守っていた。

第3回

# ツシマウラボシシジミ 保全シンポジウム

ツシマウラボシシジミを救った  
生息域外保全と昆虫館

2023. 3. 21

13:00-16:30

会場：竹の塚地域学習センター（講堂）

※オンラインでも観覧可能です。

- ・ 感謝状授与式 比田勝 尚喜（対馬市長）/近藤 やよい（足立区長）
- ・ 基調講演 矢後勝也（日本鱗翅学会/東京大学総合研究博物館）
- ・ 講演 中村康弘（特定非営利活動法人 日本チョウ類保全協会）
- ・ 講演 水落 渚（足立区生物園）
- ・ 講演 神宮周作（対馬市農林水産部自然共生課）
- ・ 総合討論 進行：矢後勝也（日本鱗翅学会/東京大学総合研究博物館）

ツシマウラボシシジミ



長崎県対馬北部にのみ分布する日本固有の小さなシジミチョウ。近年シカによる食害などで急速に生息数が減少。

国内  
希少野生  
動植物種

絶滅危惧  
IA

対馬市  
天然  
記念物

詳細と申込方法  
は裏面へ



足立区



対馬市



共催：足立区、対馬市、日本鱗翅学会自然保護委員会 協賛：（公財）自然保護助成基金

第3回

# ツシマウラボシシジミ保全シンポジウム

—ツシマウラボシシジミを救った生息域外保全と昆虫館—



## ツシマウラボシシジミって？

日本では長崎県対馬北部にのみ分布する開張\*2cmほどの小さなシジミチョウです。近年シカによる食害などで生息数が急激に減少しており、2017年には種の保存法「国内希少野生動物種」に指定されました。環境省や対馬市をはじめ、市民や飼育施設など様々な方々の地道な活動によって保全されています。今回は本種の緊急避難から飼育下繁殖までの生息域外保全の拠点となった生物園のある足立区で、保全の経緯とこれからについて考えます。

※開張：翅を開いた時の左右の端から端までの長さ。

# 2023.3.21 13:00-16:30

会場：竹の塚地域学習センター（講堂） ※オンラインでも観覧可能です。

## 感謝状授与式

13:00- 感謝状授与式

比田勝 尚喜（対馬市長）  
近藤 やよい（足立区長）

本種の生息域外保全への貢献を称え、生息地である対馬市の市長より感謝状の授与が行われます。



## シンポジウム

13:40- 矢後勝也（日本鱗翅学会/東京大学総合研究博物館）  
基調講演 「ツシマウラボシシジミの現状と持続的保全をめざして」

14:00- 中村康弘（特定非営利活動法人 日本チョウ類保全協会）  
講演① 「最後に残った生息地でのツシマウラボシシジミの再発見！緊急の保全活動へ」

14:20- 休憩(10分間)

14:30- 水落 渚（足立区生物園）  
講演② 「生物園にきたツシマウラボシシジミの飼育下繁殖への挑戦」

14:50- 神宮周作（対馬市農林水産部自然共生課）  
講演③ 「ツシマウラボシシジミの再導入と域内保全への貢献」

15:10- 進行：矢後勝也（日本鱗翅学会/東京大学総合研究博物館）  
総合討論 「ツシマウラボシシジミ保全に向けた未来への展望」



## 会場アクセス

### 竹の塚地域学習センター

〒121-0813 足立区竹の塚2-25-17



- ・東武スカイツリーライン「竹ノ塚駅」より徒歩7分
- ・東武バス綾20・24系統、竹14・15系統「公園前」下車1分
- ・都バス北47系統「公園前」下車1分
- ・東武バス竹17系統「竹の塚一丁目」下車1分

## お申込み方法

### 【会場参加】

WEBフォームまたは電話（下記の問い合わせ先）でのお申込みになります。フォームの方は右のQRコードを読み取ってください。

### 【オンライン参加】

WEBフォームのみでのお申込みになります。右のQRコードを読み取ってください。

## お問い合わせ



TEL:03-3884-5577



【会場参加】  
申込みWEBフォーム



【オンライン参加】  
申込みWEBフォーム

# 建設委員会報告資料

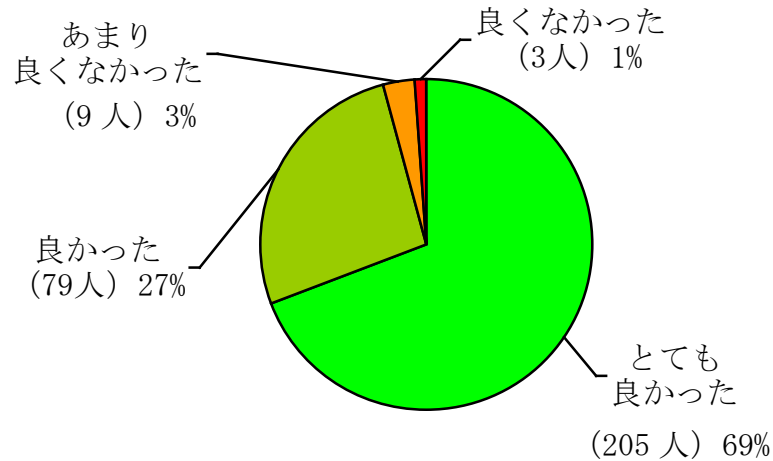
令和5年3月14日

件名	大谷田公園梅園ライトアップの実施結果について																																																
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課																																																
内容	<p>梅園ライトアップの実施結果について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 開催日時</b> 令和5年2月23日（木・祝日）～令和5年2月26日（日） 午後6時～午後8時</p> <p><b>2 開催場所</b> 大谷田公園内梅園（大谷田四丁目4番1号）</p> <p><b>3 梅園ライトアップ来園者数</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>天気</th> <th>気温</th> <th>状況</th> <th>来園者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2月23日（木・祝）</td> <td>晴れ</td> <td>11℃</td> <td>天気が良く暖かい</td> <td>682人</td> </tr> <tr> <td>24日（金）</td> <td>雨</td> <td>9℃</td> <td>曇りから雨に変わる</td> <td>164人</td> </tr> <tr> <td>25日（土）</td> <td>曇り</td> <td>6℃</td> <td>寒くて時おり強い風</td> <td>666人</td> </tr> <tr> <td>26日（日）</td> <td>晴れ</td> <td>7℃</td> <td>寒くて時おり強い風</td> <td>523人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="3">—</td> <td>2,035人</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>4 梅の紹介リーフレット配布結果</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>配布部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2月18日（土）※1</td> <td>100部</td> </tr> <tr> <td>2月19日（日）※1</td> <td>110部</td> </tr> <tr> <td>2月23日（木・祝）</td> <td>450部</td> </tr> <tr> <td>24日（金）</td> <td>110部</td> </tr> <tr> <td>25日（土）</td> <td>400部</td> </tr> <tr> <td>26日（日）</td> <td>390部</td> </tr> <tr> <td>上記以外※2</td> <td>（2月27日現在）3,140部</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,700部</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 2月18日、19日は職員が来園者に配布                  ※2 梅園開放期間（令和5年1月26日～令和5年3月12日）中に梅園入口で配架による配布</p>	日付	天気	気温	状況	来園者数	2月23日（木・祝）	晴れ	11℃	天気が良く暖かい	682人	24日（金）	雨	9℃	曇りから雨に変わる	164人	25日（土）	曇り	6℃	寒くて時おり強い風	666人	26日（日）	晴れ	7℃	寒くて時おり強い風	523人	合計	—			2,035人	日付	配布部数	2月18日（土）※1	100部	2月19日（日）※1	110部	2月23日（木・祝）	450部	24日（金）	110部	25日（土）	400部	26日（日）	390部	上記以外※2	（2月27日現在）3,140部	合計	4,700部
日付	天気	気温	状況	来園者数																																													
2月23日（木・祝）	晴れ	11℃	天気が良く暖かい	682人																																													
24日（金）	雨	9℃	曇りから雨に変わる	164人																																													
25日（土）	曇り	6℃	寒くて時おり強い風	666人																																													
26日（日）	晴れ	7℃	寒くて時おり強い風	523人																																													
合計	—			2,035人																																													
日付	配布部数																																																
2月18日（土）※1	100部																																																
2月19日（日）※1	110部																																																
2月23日（木・祝）	450部																																																
24日（金）	110部																																																
25日（土）	400部																																																
26日（日）	390部																																																
上記以外※2	（2月27日現在）3,140部																																																
合計	4,700部																																																

## 5 来園者の声について

ライトアップ期間中、聞き取り調査にご協力いただいた296人の意見は次のとおりだった。

### (1) 全体の感想



### (2) 梅園ライトアップ全体に対しての主な意見

ア 夜に開催するイベントが少ないため、梅園ライトアップはとても新鮮で、コロナ禍での楽しみができた。

イ 梅園ライトアップは初めてだったため、とても楽しみにしていた。来年も開催してほしい。

ウ 昼間の梅園とは雰囲気も違い、幻想的で素晴らしかった。

### (3) ライトアップの演出についての主な意見

ア 色の変化がたくさんあり、グラデーションが工夫されていてとてもきれいだった。

イ ライトアップが若者も楽しめる内容でとても良かった。

ウ 梅本来の良さを活かすために、自然光で色はあまり変化しない方が良かった。

問題点  
今後の方針

来園者の声を活かし、次年度の開催に向けて取り組んでいく。

# 建設委員会報告資料

令和5年3月14日

件名	綾瀬川緑地の河津桜育樹イベント実施結果について
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課
内容	<p>令和3年2月に植樹した綾瀬川緑地の河津桜育樹イベントの実施結果について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 開催の経緯</b></p> <p>(1) 令和2年度 区民から愛される桜並木の整備のため、河津桜38本の植樹にあたり寄附を募ったところ、152組から寄附が寄せられた。より親しみが持てる桜並木とするため、寄附者全員を招待する植樹イベントを開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止になった。</p> <p>(2) 令和3年度 植樹イベントの代わりに育樹イベント開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和4年度に延期になった。</p> <p><b>2 開催日時</b> 令和5年3月5日（日） 午前10時～午後4時</p> <p><b>3 会場</b> 綾瀬川緑地（花畑二丁目16番先）</p> <p><b>4 天候等</b> 天気 曇り 気温 9～12℃ 風があり少し肌寒い</p> <p><b>5 来場者数</b> 桜並木の整備のため寄附いただいた152組のうち、76組140名が参加した。</p> <p><b>6 来場者の声</b></p> <p>(1) まだ若い桜だが、満開の花を咲かせている中、成長を願っての水やりが出来て、とても記念になった。</p> <p>(2) イベントがずっと延期されていたため、念願がかなってとてもうれしかった。</p> <p>(3) 葉桜もあり少し残念だったが、とてもきれいだった。</p>



	<p>(4) 記念品のさくらのクッキーが可愛かった。</p> <p>(5) 記念撮影スポットで撮影できてとても良かった。</p> <p>(6) 綾瀬川緑地の河津桜が、足立区の新しい桜並木の名所となるように育ってほしい。</p>
<p>問 題 点 今後の方針</p>	<p>綾瀬川緑地散策路を多くの方に利用していただけるようPRに努めていく。</p>

# 建設委員会報告資料

令和5年3月14日

件名	千住大橋防災船着場整備の取組みについて																		
所管部課名	都市建設部都市建設課 道路公園整備室道路整備課																		
内容	<p>千住大橋防災船着場（以下「船着場」という。）の整備について、杭の支持地盤確認のためのボーリング調査を実施することとなったため、今後の進め方を以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 変更理由</b></p> <p>(1) 当初、隅田川の河川管理者である東京都から、護岸を傷めることを理由としてボーリング調査は不可と判断されていた。</p> <p>(2) 花畑川で泥土による大幅工事変更が発生したことから、ボーリング調査の必要性について再度東京都に依頼したところ、了承を得た。</p> <p><b>2 ボーリング調査について</b></p> <p>(1) 目的 杭の支持地盤確認のため。</p> <p>(2) 費用 1か所880万円 合計(3か所) 2,640万円</p> <p>(3) 内容 φ86mm 深さ約4.5m</p> <p>(4) 時期 令和5年度(調査は渇水期の令和5年11月～令和6年3月)</p> <p><b>3 今後の予定</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年度</th> <th style="width: 40%;">当初</th> <th style="width: 40%;">変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="2">修正設計</td> <td style="text-align: left;">/</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td style="text-align: left;">ボーリング調査委託</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>設計積算、予算要求</td> <td rowspan="2">修正設計 設計積算 第三者チェック 予算要求</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td rowspan="2">船着場整備工事</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td rowspan="2">船着場整備工事</td> </tr> <tr> <td>令和9年度</td> <td style="text-align: left;">/</td> </tr> </tbody> </table>		年度	当初	変更	令和4年度	修正設計	/	令和5年度	ボーリング調査委託	令和6年度	設計積算、予算要求	修正設計 設計積算 第三者チェック 予算要求	令和7年度	船着場整備工事	令和8年度	船着場整備工事	令和9年度	/
年度	当初	変更																	
令和4年度	修正設計	/																	
令和5年度		ボーリング調査委託																	
令和6年度	設計積算、予算要求	修正設計 設計積算 第三者チェック 予算要求																	
令和7年度	船着場整備工事																		
令和8年度		船着場整備工事																	
令和9年度	/																		



# 建設委員会報告資料

令和5年3月14日

件名	花畑川環境整備事業の取組みについて
所管部課名	道路公園整備室道路整備課
内容	<p>花畑川環境整備事業の取組み状況について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 花畑川環境整備その1工事の進捗について</b></p> <p>(1) 工事の進捗状況（別紙1参照 P34）          昨年末から行っていた、将来の散策路部に土を盛る作業（盛土工）が令和5年2月に完了した。</p> <div data-bbox="526 750 1311 1238" style="text-align: center;"> <p>盛土工完了状況</p>  </div> <p>※ 雪見橋（西側）から富士見歩道橋（東側）に向かって撮影</p> <p>(2) 今後の対応（別紙2参照 P35）          盛土が安定するまで5か月程度の養生期間を確保している。          養生期間中であることを近隣住民の方へ周知するため、通行時に確認しやすい4か所（別紙3参照 P36）に掲示物を設置した。</p> <div data-bbox="526 1518 1311 2007" style="text-align: center;"> <p>掲示物設置状況</p>  </div> <p>※ 雪見橋（西側）から富士見歩道橋（東側）に向かって撮影</p>

(3) 今後の工事スケジュール

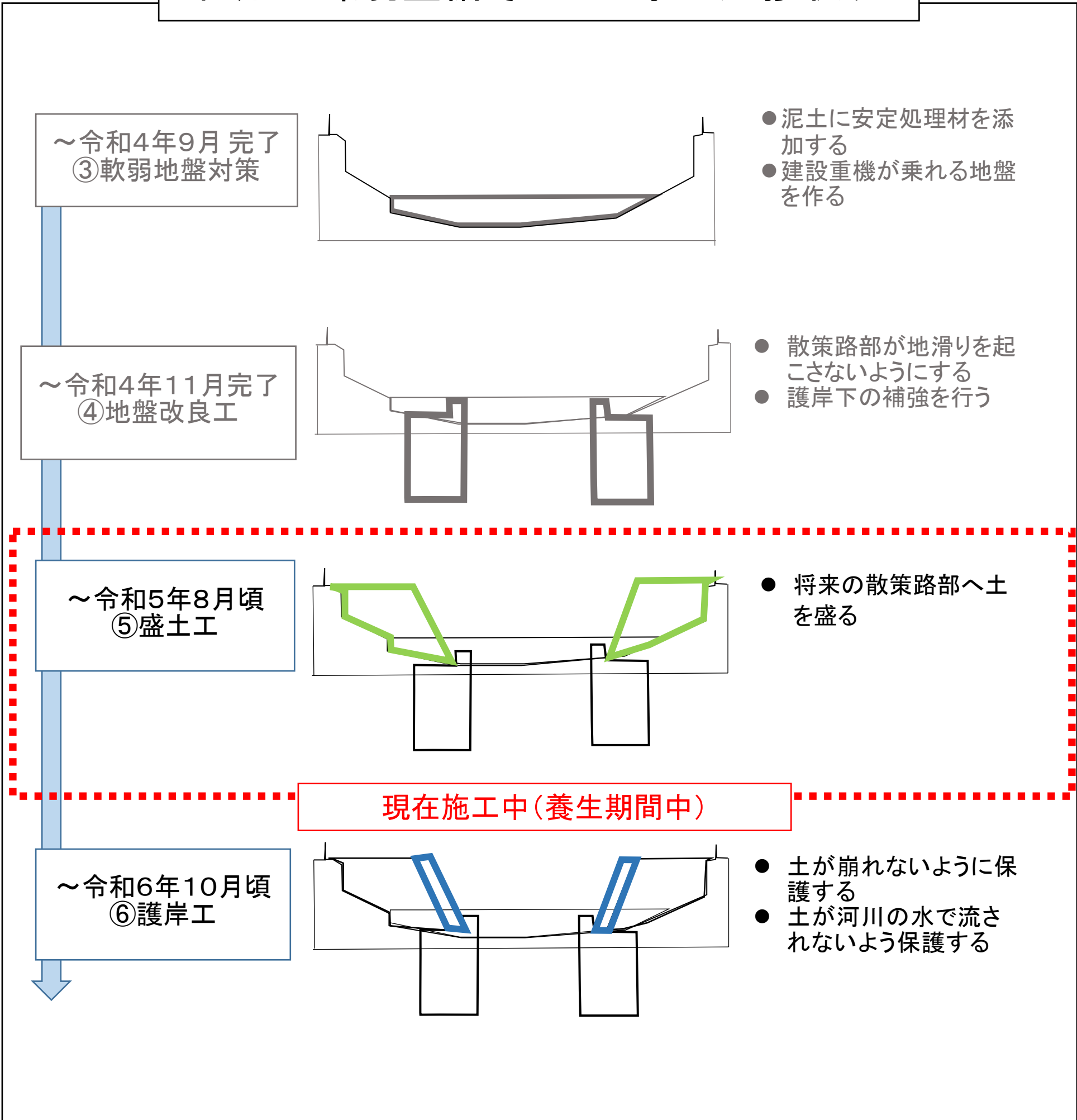
花畑川環境整備その1工事区間では、現在護岸工事を進めている。

年 度	内 容
令和2～6年度	その1工事による護岸工事
令和6～7年度	その1工事による散策路工事

問 題 点  
今後の方針

その1工事区間の工事については、安全かつ確実に進めるとともに、その1工事区間以降については、改めて考え方を精査する。

### 花畑川環境整備その1工事の進捗状況

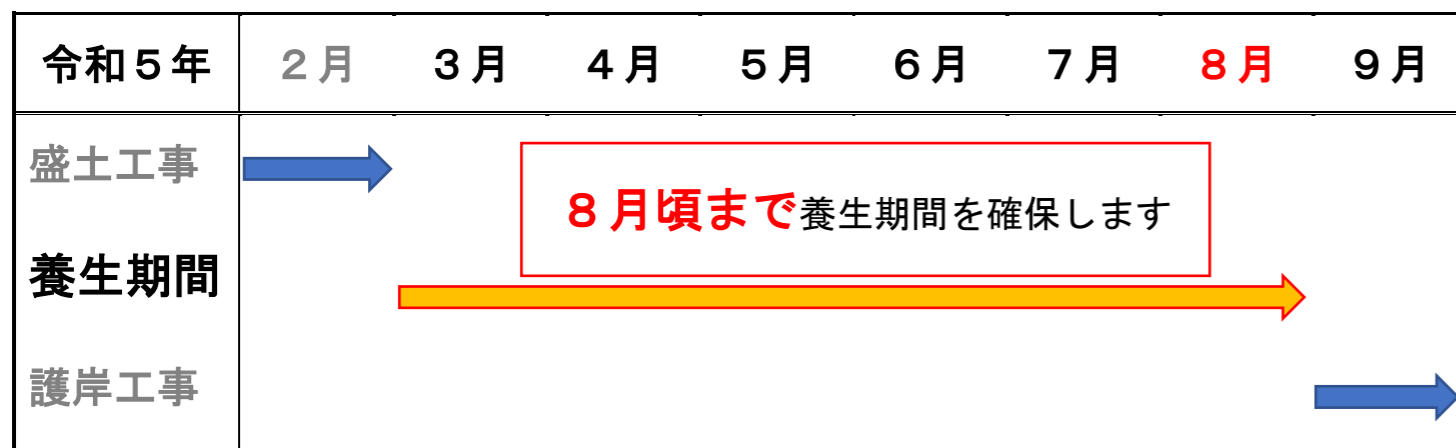


# 養生期間中における工事作業の縮小について

養生期間中は工事現場内で行う作業が少なくなります。

散策路を作るための土を入れる工事「盛土工事」は令和5年2月末に完了しました。

必要な土を入れ終わったため、**盛土が安定する令和5年8月頃まで養生期間**を確保しています。



養生期間中は工事車両の出入りや建設機械の作業は少なくなります**ますが**、工事現場内のパトロール等を行っています。

ご不明な点等ございましたら、連絡先までお問い合わせください。

連絡先

足立区 都市建設部 道路整備課 整備第二係

【電話】03-3880-5925 【FAX】03-3880-5620

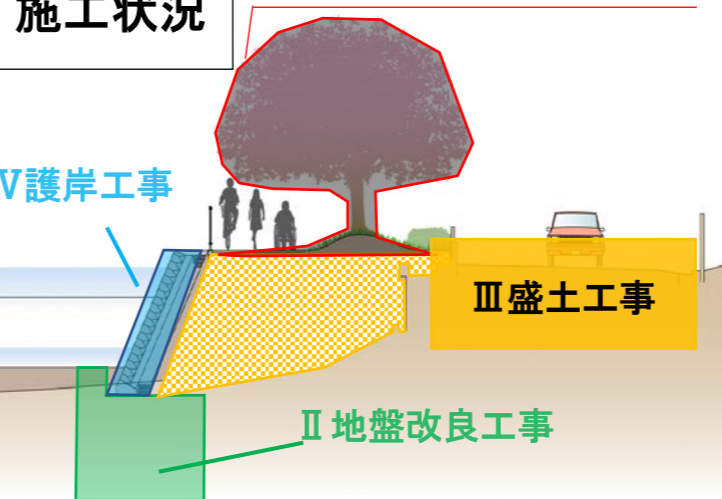
【メール】kukaku@city.adachi.tokyo.jp



## 花畑川環境整備「その1」工事スケジュール



施工状況



「盛土工事」は散策路を作るための土を入れる工事です。  
必要な土を入れ終わったため**盛土が安定する8月頃まで養生期間**を確保しています。

散策路工事は今後発注予定  
(護岸工事が完了してから着手予定)



花畑川環境整備その1工事 掲示物設置箇所図



--- 花畑川環境整備その1工事施工範囲

● 掲示物設置箇所



# 建設委員会報告資料

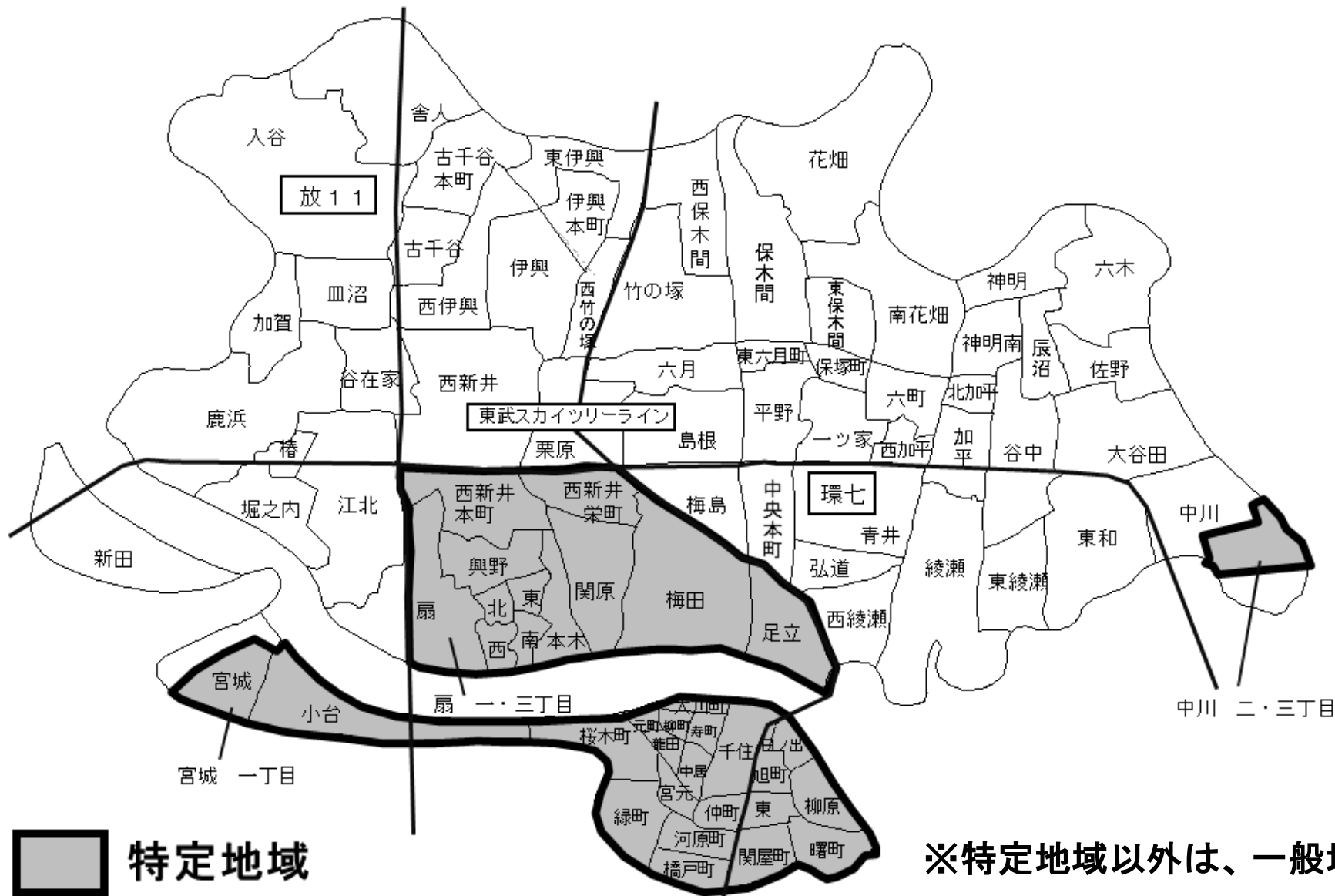
令和5年3月14日

件名	耐震改修等助成制度の拡充について																										
所管部課名	建築室建築防災課																										
内容	<p>東京都が公表した首都直下地震による新たな被害想定では、当区において震度6強以上の地域が増加し、全壊棟数や死傷者が増大した。</p> <p>この状況を鑑み、さらなる地震対策の推進が求められることから、当区における耐震改修等助成金を令和5年度より拡充することとした。以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 助成制度の拡充（予定）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">助成項目</th> <th style="width: 35%;">現 行</th> <th style="width: 35%;">拡 充 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>耐震診断 助 成 木造戸建</td> <td>対象診断費又は 最大 10 万円/棟 いずれか低い額</td> <td>対象診断費又は 最大 <b>30</b> 万円/棟 いずれか低い額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2</td> <td rowspan="2">耐震改修 助 成 木造戸建</td> <td>特定 地域  ※1</td> <td>対象工事費の 1/2 又は 最大 120 万円 (特例世帯※2は150万円) いずれか低い額</td> <td>対象工事費の <b>9/10</b> 又は 最大 <b>200</b> 万円 いずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>一般 地域</td> <td>対象工事費の 1/2 又は 最大 80 万円 (特例世帯※2は100万円) いずれか低い額</td> <td>対象工事費の <b>9/10</b> 又は 最大 <b>150</b> 万円 いずれか低い額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3</td> <td rowspan="2">解体助成 木造住宅</td> <td>特定 地域  ※1</td> <td>対象工事費の 9/10 又は 最大 100 万円 いずれか低い額</td> <td>対象工事費の 9/10 又は 最大 <b>200</b> 万円 いずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>一般 地域</td> <td>対象工事費の 1/2 又は 最大 50 万円 いずれか低い額</td> <td>対象工事費の <b>9/10</b> 又は 最大 <b>150</b> 万円 いずれか低い額</td> </tr> </tbody> </table>				助成項目	現 行	拡 充 後	1	耐震診断 助 成 木造戸建	対象診断費又は 最大 10 万円/棟 いずれか低い額	対象診断費又は 最大 <b>30</b> 万円/棟 いずれか低い額	2	耐震改修 助 成 木造戸建	特定 地域  ※1	対象工事費の 1/2 又は 最大 120 万円 (特例世帯※2は150万円) いずれか低い額	対象工事費の <b>9/10</b> 又は 最大 <b>200</b> 万円 いずれか低い額	一般 地域	対象工事費の 1/2 又は 最大 80 万円 (特例世帯※2は100万円) いずれか低い額	対象工事費の <b>9/10</b> 又は 最大 <b>150</b> 万円 いずれか低い額	3	解体助成 木造住宅	特定 地域  ※1	対象工事費の 9/10 又は 最大 100 万円 いずれか低い額	対象工事費の 9/10 又は 最大 <b>200</b> 万円 いずれか低い額	一般 地域	対象工事費の 1/2 又は 最大 50 万円 いずれか低い額	対象工事費の <b>9/10</b> 又は 最大 <b>150</b> 万円 いずれか低い額
	助成項目	現 行	拡 充 後																								
1	耐震診断 助 成 木造戸建	対象診断費又は 最大 10 万円/棟 いずれか低い額	対象診断費又は 最大 <b>30</b> 万円/棟 いずれか低い額																								
2	耐震改修 助 成 木造戸建	特定 地域  ※1	対象工事費の 1/2 又は 最大 120 万円 (特例世帯※2は150万円) いずれか低い額	対象工事費の <b>9/10</b> 又は 最大 <b>200</b> 万円 いずれか低い額																							
		一般 地域	対象工事費の 1/2 又は 最大 80 万円 (特例世帯※2は100万円) いずれか低い額	対象工事費の <b>9/10</b> 又は 最大 <b>150</b> 万円 いずれか低い額																							
3	解体助成 木造住宅	特定 地域  ※1	対象工事費の 9/10 又は 最大 100 万円 いずれか低い額	対象工事費の 9/10 又は 最大 <b>200</b> 万円 いずれか低い額																							
		一般 地域	対象工事費の 1/2 又は 最大 50 万円 いずれか低い額	対象工事費の <b>9/10</b> 又は 最大 <b>150</b> 万円 いずれか低い額																							

	助成項目	現 行		拡 充 後
4	耐震改修 助 成 非木造戸建	対象工事費の 1/2 又は 最大 100 万円 (特例世帯※2 は 120 万円) いずれか低い額		対象工事費の <b>9/10</b> 又は 最大 <b>200</b> 万円 いずれか低い額
5	解体助成 非木造住宅	対象工事費の 1/2 又は 最大 100 万円 いずれか低い額		対象工事費の <b>9/10</b> 又は 最大 <b>200</b> 万円 いずれか低い額
6	解体助成 特定建築物	対象工事費の 1/2 又は 最大 100 万円 いずれか低い額		対象工事費の 1/2 又は 最大 <b>500</b> 万円 いずれか低い額
7	解体助成 分 譲 マンション	対象工事費の 1/2 又は 最大 100 万円 いずれか低い額		対象工事費の 1/2 又は 最大 <b>2,000</b> 万円 いずれか低い額
8	ブロック塀 カット助成	通学路 または 非課税	対象工事費又は 2 万円/m いずれか低い額 最大 25 万円	対象工事費又は <b>2</b> 万円/m いずれか低い額 最大 <b>100</b> 万円
		上記 以外	対象工事費又は 1 万円/m いずれか低い額 最大 15 万円	
9	家具転倒防 止・ガラス 飛散防止	対象工事費又は 最大 5 万円 いずれか低い額		対象工事費又は 最大 <b>10</b> 万円 いずれか低い額
<p>※1 特定地域 別紙参照 P 3 9</p> <p>※2 特例世帯 60歳以上の方を含む世帯、障がい者を含む世帯、住民税非課税の世帯</p>				
<p><b>2 実施期間</b> 令和5年度から令和7年度までの3か年（重点期間）</p>				
今後の方針 問 題 点	<p>令和7年度までの期間を定め、足立区防災減災対策整備基金を活用した耐震改修等事業の集中的な取り組みを進め、東京土建一般労働組合や全日本不動産協会、東京都宅地建物取引業協会と連携を図ることで、助成制度の利用増につなげ、震災被害の低減を目指す。</p>			

# 特定地域図

別紙



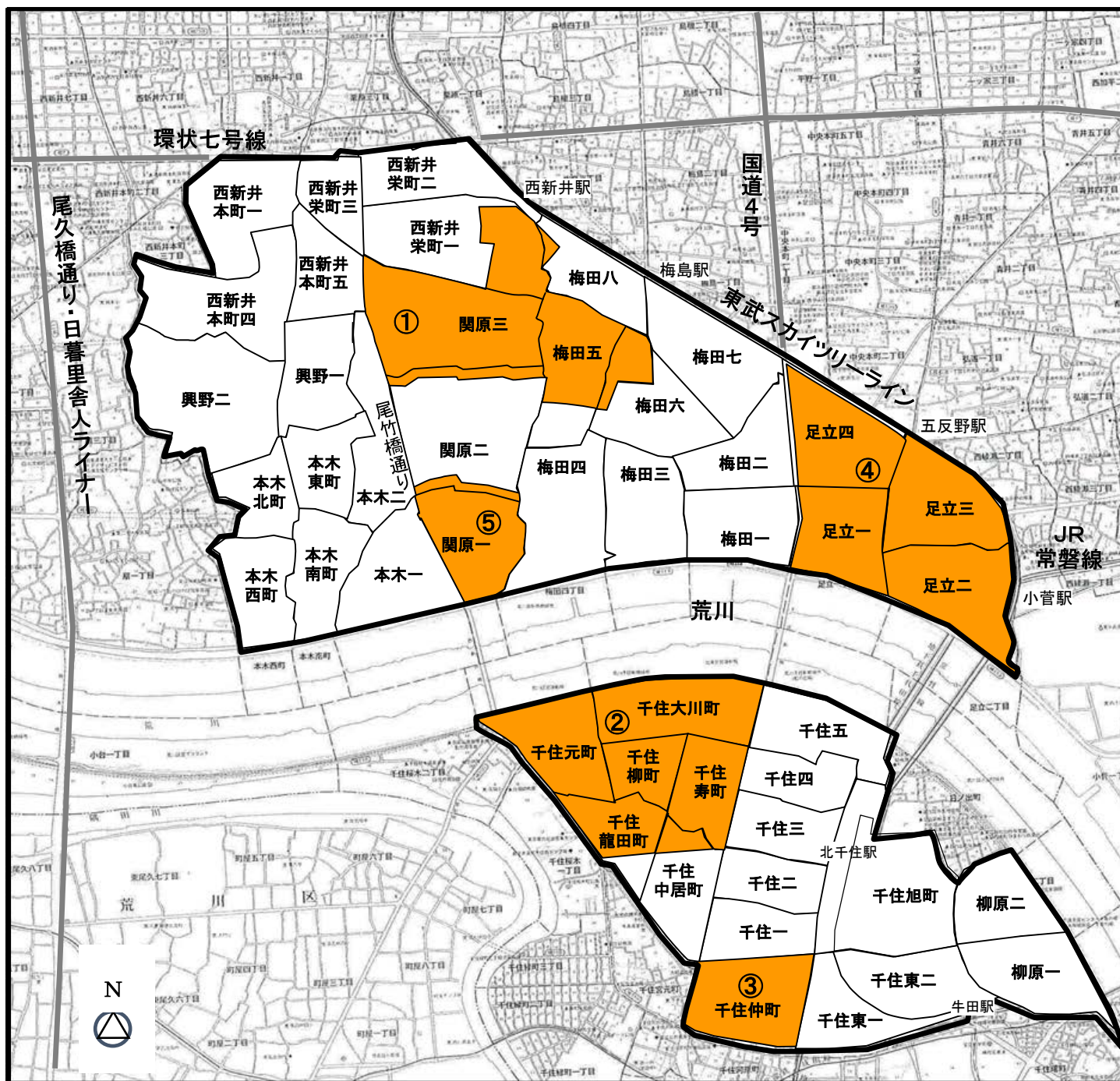
# 建設委員会報告資料

令和5年3月14日


件名	不燃化特区内における建設費助成の新設等の拡充について																																					
所管部課名	建築室建築防災課																																					
内容	<p>都の不燃化特区における支援策が、令和5年度より新たに拡充される見込みである。については、当区においても不燃化特区区域の不燃領域率をさらに向上させるため、不燃化建替え及び除却費の助成内容を令和5年度より拡充することとしたく、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 都の新たな支援策</b></p> <p>(1) 不燃化特区内の防災街区整備地区計画区域において、新たな助成項目として建築費助成を新設。</p> <p>(2) 助成額は構造及び床面積に応じた額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最大 耐火建築物 1,000㎡以上 約748万円</li> <li>・ 例 準耐火建築物 140㎡～150㎡ 約197万円</li> </ul> <p>(3) 都補助率は助成額の1/2</p> <p>(4) 実施期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p><b>2 これまでの区の助成内容</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区域 (別紙参照 P42)</th> <th style="width: 20%;">建設費</th> <th style="width: 20%;">設計・監理費</th> <th style="width: 20%;">除却費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">区不燃化特区</td> <td>防災街区整備地区計画区域 (5地区)</td> <td style="text-align: center;">なし</td> <td style="text-align: center;">最大 70万円</td> <td style="text-align: center;">最大 210万円</td> </tr> <tr> <td>防災生活道路沿道 (西新井西口・千住西)</td> <td style="text-align: center;">最大 200万円</td> <td style="text-align: center;">最大 70万円</td> <td style="text-align: center;">最大 210万円</td> </tr> <tr> <td>その他の区域</td> <td style="text-align: center;">なし</td> <td style="text-align: center;">なし</td> <td style="text-align: center;">最大 210万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 変更後の助成内容</b></p> <p>都同様に建設費の新設及び拡充とともに除却費を拡充する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区域 (別紙参照 P42)</th> <th style="width: 20%;">建設費</th> <th style="width: 20%;">設計・監理費</th> <th style="width: 20%;">除却費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">区不燃化特区</td> <td>防災街区整備地区計画区域 (5地区)</td> <td style="text-align: center;">【新設】最大 約748万円</td> <td style="text-align: center;">最大 70万円</td> <td style="text-align: center;">【拡充】最大 280万円</td> </tr> <tr> <td>防災生活道路沿道 (西新井西口・千住西)</td> <td style="text-align: center;">【拡充】最大 約748万円</td> <td style="text-align: center;">最大 70万円</td> <td style="text-align: center;">【拡充】最大 280万円</td> </tr> <tr> <td>その他の区域</td> <td style="text-align: center;">なし</td> <td style="text-align: center;">なし</td> <td style="text-align: center;">【拡充】最大 280万円</td> </tr> </tbody> </table>				区域 (別紙参照 P42)	建設費	設計・監理費	除却費	区不燃化特区	防災街区整備地区計画区域 (5地区)	なし	最大 70万円	最大 210万円	防災生活道路沿道 (西新井西口・千住西)	最大 200万円	最大 70万円	最大 210万円	その他の区域	なし	なし	最大 210万円	区域 (別紙参照 P42)	建設費	設計・監理費	除却費	区不燃化特区	防災街区整備地区計画区域 (5地区)	【新設】最大 約748万円	最大 70万円	【拡充】最大 280万円	防災生活道路沿道 (西新井西口・千住西)	【拡充】最大 約748万円	最大 70万円	【拡充】最大 280万円	その他の区域	なし	なし	【拡充】最大 280万円
区域 (別紙参照 P42)	建設費	設計・監理費	除却費																																			
区不燃化特区	防災街区整備地区計画区域 (5地区)	なし	最大 70万円	最大 210万円																																		
	防災生活道路沿道 (西新井西口・千住西)	最大 200万円	最大 70万円	最大 210万円																																		
	その他の区域	なし	なし	最大 210万円																																		
区域 (別紙参照 P42)	建設費	設計・監理費	除却費																																			
区不燃化特区	防災街区整備地区計画区域 (5地区)	【新設】最大 約748万円	最大 70万円	【拡充】最大 280万円																																		
	防災生活道路沿道 (西新井西口・千住西)	【拡充】最大 約748万円	最大 70万円	【拡充】最大 280万円																																		
	その他の区域	なし	なし	【拡充】最大 280万円																																		


	<p><b>4 実施期間</b> 令和5年度から令和7年度の3年間とする。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>あだち広報3月10日号に掲載後、区ホームページ及び窓口にて事前周知を行い、令和5年4月1日から助成を開始する。</p>

# 不燃化特区区域図



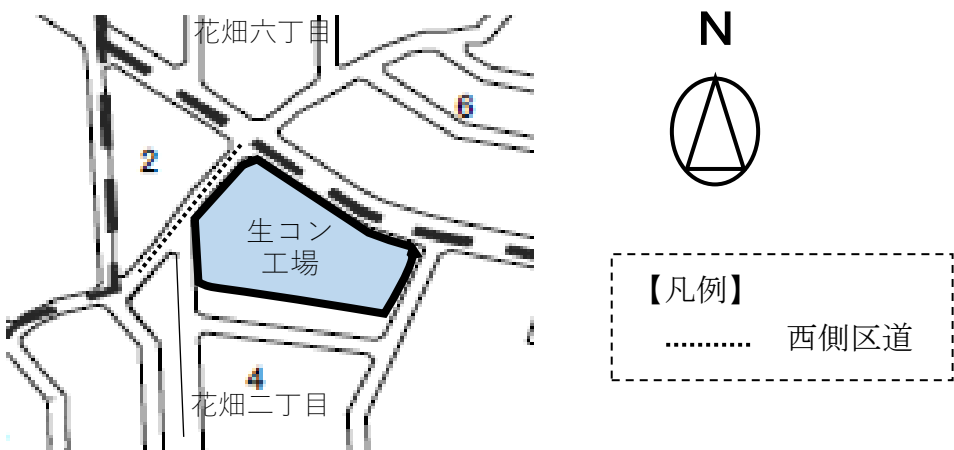
【凡例】

	防災街区整備地区計画区域
	① 西新井駅西口周辺地区
	② 千住西地区
	③ 千住仲町地区
	④ 足立一、二、三、四丁目地区
⑤ 関原一丁目地区	

	不燃化特区
---	-------

# 建設委員会報告資料

令和5年3月14日

<p>件名</p>	<p><b>花畑二丁目生コン工場への対応状況について</b></p>
<p>所管部課名</p>	<p>建築室開発指導課 環境部生活環境保全課</p>
<p>内容</p>	<p>花畑二丁目生コン工場（以下「工場」という。）の対応状況について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 現地調査について</b></p> <p>令和5年1月27日（金）、午前7時30分から午前9時まで、開発指導課が現地調査を実施。次のとおり、交通安全や周辺への騒音等に配慮した操業が行われていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 午前8時前の砂、セメント等搬入車両の入場・出場 延べ4台 砂利の搬入車両の出入り なし</li> <li>・ 通学時間帯（午前7時30分～午前8時30分）における西側区道の生コン車の通行 延べ9台</li> <li>・ 交通誘導員の配置 北側2名 西側2名</li> </ul> <p>[位置図・測定地点図]</p>  <p><b>2 工場近隣居住者へのアンケート調査の実施について（別紙参照 P45～47）</b></p> <p>工場に近接する居住者に対して、騒音、振動、交通安全対策等について、以下のとおりアンケート調査を実施中である。</p>

	<p>(1) 実施概要</p> <p>ア 目的 区議会での意見を踏まえて、今後の行政指導の参考とするため。</p> <p>イ 方法 アンケート用紙を配布し、郵送で回収する。</p> <p>ウ 配布期間 令和5年3月1日(水)～令和5年3月2日(木)</p> <p>エ 回収期間 令和5年3月17日(金)まで</p> <p>オ 対象範囲 概ね工場、車庫に面する38戸</p> <p>(2) 調査内容</p> <p>ア 操業中の工場の騒音、振動についてどう感じているか。</p> <p>イ 工場関係車両の通行の安全性についてどう感じているか。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>引き続き関係所管と連携して、当該工場に対して必要な指導を継続する。</p>



## お住まい周辺の生活環境に関するアンケート調査

## 《 ご協力をお願い 》

令和5年3月 足立区 開発指導課・生活環境保全課

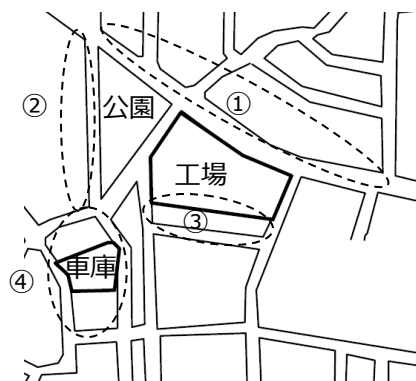
日頃から足立区政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。足立区ではこれまで、皆様のお近くで操業している株式会社西野建材の生コンクリート製造工場に対し、建築基準法に基づく是正指導のほか、騒音や振動、交通安全対策等の行政指導を続けてきました。この度、足立区議会でのご意見を受け、近隣住民の皆様にはアンケート調査を実施し、今後の行政指導の参考としてまいりたいと存じます。

お手数ではございますが、別紙のアンケート用紙（2枚）にお答えいただき、**令和5年3月17日（金）までに同封の返信用封筒にてポストに投函し、足立区まで郵送していただきますようお願いいたします。**

なお、アンケートの集計結果については、令和5年6月末頃に、皆様にお知らせする予定です。また、アンケートの配布範囲は次のとおりです。

## 【アンケート配布範囲】

- ① 工場の北側：花畑六丁目2番と6番のうち、工場の北側の道路に面する建物
- ② 工場の西側：花畑三丁目24番のうち、あいぐみ公園に面する建物
- ③ 工場の南側：花畑二丁目4番のうち、工場と同じ街区の工場に接する建物
- ④ ミキサ一車車庫周辺：花畑二丁目3番のうち、車庫と同じ街区の建物



- アンケートに関する問合せ先：足立区開発指導課 3880-6497
- 騒音、振動等に関する相談先：足立区生活環境保全課 3880-5304

# お住まい周辺の生活環境に関するアンケート調査票

令和5年3月 足立区 開発指導課・生活環境保全課

以下の設問について、ご自身の感じ方に最も近いもの一つに○をつけてください

## 1 生コンクリート製造工場が操業中、周辺の騒音をどう感じていますか？

- ア うるさくて我慢できない
- イ ほぼ毎日うるさく感じる
- ウ 時々うるさく感じる
- エ あまりうるさく感じない
- オ ほとんど気にならない
- カ その他

[ ]

「ア、イ、ウ」と回答された方にお尋ねします。

・いつうるさく感じますか？

季節や曜日、時間帯、「こんな時に」など

[ ]

・どのくらいの長さ、うるさいと感じますか？

- a 10分以内    b 30分以内
- c 60分以内    d 60分以上
- e 一日を通して

## 2 生コンクリート製造工場が操業中、ご自宅の振動をどう感じていますか？

- ア 揺れが気になって我慢できない
- イ ほぼ毎日気になる
- ウ 時々気になる
- エ あまり気にならない
- オ ほとんど気にならない
- カ その他

[ ]

「ア、イ、ウ」と回答された方にお尋ねします。

・どんな時に気になりますか？

季節や曜日、時間帯、「こんな時に」など

[ ]

・どのくらいの長さ、気になりますか？

- a 10分以内    b 30分以内
- c 60分以内    d 60分以上
- e 一日を通して

## 3 コンクリートミキサー車など生コンクリート製造工場の関係車両の通行について

- ア かなり危険と感じる
- イ 危険と感じることがある
- ウ 危険と感じることはあるが、  
交通安全に気を配っている
- エ あまり危険と感じることはない
- オ ほとんど気にならない
- カ その他

[ ]

「ア、イ、ウ」と回答された方にお尋ねします。

・危険と感じる場所を教えてください

[ ]

・どんな時に危険と感じますか？

時間帯や曜日、「こんな時に」など

[ ]

4 生コンクリート製造工場が操業していない時の周辺の騒音をどう感じていますか？

- ア うるさくて我慢できない
  - イ ほぼ毎日うるさく感じる
  - ウ 時々うるさく感じる
  - エ あまりうるさく感じない
  - オ ほとんど気にならない
  - カ その他
- ( )

「ア、イ、ウ」と回答された方にお尋ねします。

- ・何の音に対してうるさく感じますか？

( )

- ・いつうるさく感じますか？

( )

5 生コンクリート製造工場が操業していない時のご自宅の振動をどう感じていますか？

- ア 揺れが気になって我慢できない
  - イ ほぼ毎日気になる
  - ウ 時々気になる
  - エ あまり気にならない
  - オ ほとんど気にならない
  - カ その他
- ( )

「ア、イ、ウ」と回答された方にお尋ねします。

- ・何の振動に対して感じますか？

( )

- ・どんな時に気になりますか？  
季節や曜日、時間帯、「こんな時に」など

( )

6 生コンクリート製造工場が操業していない時の付近の通行の安全について

- ア かなり危険と感じる
  - イ 危険と感じることがある
  - ウ あまり危険と感じることはない
  - エ ほとんど気にならない
  - オ その他
- ( )

「ア、イ」と回答された方にお尋ねします。

- ・危険と感じる対象、場所を教えてください

( )

- ・どんな時に危険と感じますか？  
時間帯や曜日、「こんな時に」など

( )

7 あなたのお住まいの場所を教えてください。

生コンクリート工場の

- ア 北側
- イ 西側
- ウ 南側
- エ ミキサー車車庫周辺

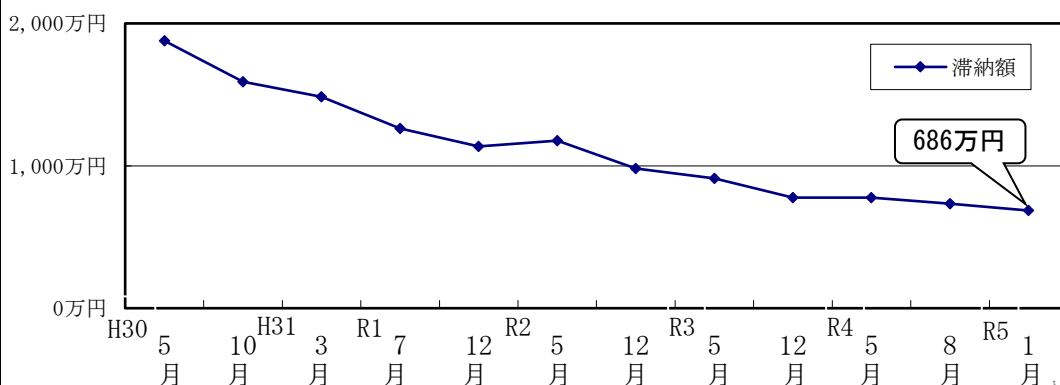
ご協力ありがとうございました。

# 建設委員会報告資料

令和5年3月14日

件名	区営住宅使用料滞納処理対策の進捗状況について																			
所管部課名	建築室住宅課																			
内容	<p>第13回足立区債権等処理判定委員会において、債権放棄及び滞納整理の継続について審議したので、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 開催日</b> 令和5年1月13日（金）</p> <p><b>2 審議内容</b> 案件2件（債務者破産1件、居所不明1件）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">債権放棄額</th> <th style="width: 60%;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">案件1</td> <td>住宅使用料相当額請求金 1,004,277円</td> <td>H26.5.28 区と訴外和解 H30.4.16 滞納による区営住宅の明渡し R 3.5.13 支払督促手続き R 3.6.1 債務名義確定 R 3.6.23 弁護士から債務整理受任の連絡、口座差押留保 R 4.7.27 破産宣告による免責確定 ※ 連帯保証人は不存在</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">案件2</td> <td>住宅相当賠償金 1,200,760円</td> <td>H30.12.11 使用者死亡 子である債務者は承継資格なし R 2.3.27 強制執行による退去 R 4.3.17 預金口座差押え R 4.12.6 携帯電話用預金口座差押え この間、居所不明を繰り返す ※ 連帯保証人は不存在</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 審議結果</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">審議結果</th> <th style="width: 50%;">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">案件1</td> <td>債権放棄が妥当である</td> <td>破産決定により免責が確定しており、債権回収は困難である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">案件2</td> <td>債権滞納整理の継続が妥当である</td> <td>これまで口座差押え等で債権の一部回収はできている。居所不明であっても強制執行はできる</td> </tr> </tbody> </table>			債権放棄額	概要	案件1	住宅使用料相当額請求金 1,004,277円	H26.5.28 区と訴外和解 H30.4.16 滞納による区営住宅の明渡し R 3.5.13 支払督促手続き R 3.6.1 債務名義確定 R 3.6.23 弁護士から債務整理受任の連絡、口座差押留保 R 4.7.27 破産宣告による免責確定 ※ 連帯保証人は不存在	案件2	住宅相当賠償金 1,200,760円	H30.12.11 使用者死亡 子である債務者は承継資格なし R 2.3.27 強制執行による退去 R 4.3.17 預金口座差押え R 4.12.6 携帯電話用預金口座差押え この間、居所不明を繰り返す ※ 連帯保証人は不存在		審議結果	理由	案件1	債権放棄が妥当である	破産決定により免責が確定しており、債権回収は困難である	案件2	債権滞納整理の継続が妥当である	これまで口座差押え等で債権の一部回収はできている。居所不明であっても強制執行はできる
	債権放棄額	概要																		
案件1	住宅使用料相当額請求金 1,004,277円	H26.5.28 区と訴外和解 H30.4.16 滞納による区営住宅の明渡し R 3.5.13 支払督促手続き R 3.6.1 債務名義確定 R 3.6.23 弁護士から債務整理受任の連絡、口座差押留保 R 4.7.27 破産宣告による免責確定 ※ 連帯保証人は不存在																		
案件2	住宅相当賠償金 1,200,760円	H30.12.11 使用者死亡 子である債務者は承継資格なし R 2.3.27 強制執行による退去 R 4.3.17 預金口座差押え R 4.12.6 携帯電話用預金口座差押え この間、居所不明を繰り返す ※ 連帯保証人は不存在																		
	審議結果	理由																		
案件1	債権放棄が妥当である	破産決定により免責が確定しており、債権回収は困難である																		
案件2	債権滞納整理の継続が妥当である	これまで口座差押え等で債権の一部回収はできている。居所不明であっても強制執行はできる																		

#### 4 区営住宅（コミュニティ住宅等含む）使用料滞納額の推移



#### 5 滞納者の状況（令和5年1月調定分まで）令和5年1月31日時点

種別	件数	滞納金額 (千円)
ア 分納に至らない者（未払い）	24	1,046
3か月未満	24	1,046
3か月以上	0	0
イ 分納誓約者	9	3,717
誓約書		
定期履行	7	1,392
不定期履行	0	0
裁判和解		
定期履行	2	2,325
不定期履行	0	0
ウ 自己破産裁判対応終了者 ※	1	1,004
エ 使用者死亡	1	1,094
合計	35	6,861

※ 議会の議決が得られた場合には、不納欠損額として処理し、本表滞納金額から除く。

#### 6 今後の予定

年 月	内 容
令和5年3月 (第1回定例会)	案件1の債権放棄について、議会に議案を提出する

問題点  
今後の方針

引き続き足立区債権等処理判定委員会の意見を踏まえ、適切に債権処理を進めていく。

# 建設委員会報告資料

令和5年3月14日

件名	マンション管理計画認定制度について
所管部課名	建築室住宅課
内容	<p>マンション管理計画認定制度（以下「計画認定制度」という。）の創設について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 制度の創設について</b>          経年によるマンションの老朽化や、居住者の高齢化に伴う管理不足への懸念から、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「管理適正化法」という。）が改正された（令和4年4月）。          管理適正化法の改正に合わせ、各分譲マンションの管理組合等が作成したマンションを適切に管理するための計画（以下「管理計画」という。）を区が認定する制度が創設された。</p> <p><b>2 当区の実組み</b>          管理適正化法の改正を受け、マンション管理の適正化について以下の内容を推進する。          (1) 法律の主旨をふまえ、区がマンション管理適正化推進計画（以下「推進計画」という。）を策定する。マンション管理組合等は推進計画にもとづき、管理計画を策定し、区へ認定の申請を行う。          (2) マンション管理組合等は、認定を受けた事について公表することができる。</p> <p><b>3 区の推進計画</b>          足立区の推進計画は以下のとおり。          (1) 推進計画          管理適正化法第3条の2にもとづき、以下の事項を定める。          ア 管理の適正化に関する目標          マンション管理士や管理業者と連携した、維持管理の促進          イ 管理の状況を把握するために講ずる措置          東京都の条例にもとづいた、届出による管理状況の把握          ウ 推進を図るための施策          管理適正化法にもとづく、管理計画認定事務の実施及び今後の施策の充実を図るための検討          エ マンションの管理適正化に関する指針（以下「適正化指針」という、(2)参照。）          オ 啓発及び知識の普及          区の広報やSNS、マンション管理士などを通じた、普及・啓発          カ 計画期間          令和5年度から令和8年度まで</p>



(2) 適正化指針

管理適正化法第3条の2の推進計画に関連して以下の事項を定める。

ア 管理組合の運営を円滑に行うための管理者等

イ 管理規約の作成及び改正

ウ 管理組合の経理等

管理費及び修繕積立金等を明確に区分し経理を行い、適正に管理する。

エ 長期修繕計画の作成及び見直し等

適切な維持修繕を行うための、修繕積立金の積み立て

**4 制度の仕組み**

別紙「マンションの管理計画認定制度の概要」参照 P 5 2

**5 認定を受けるメリット**

- ・ マンション管理の適正化により、売買の際には付加価値となる。
- ・ 住宅金融支援機構による優遇金利の適用。

**6 今後の予定**

年 月	内 容
令和5年3月	認定制度に伴う推進計画および適正化指針等の策定
令和5年4月	管理計画認定の運用開始

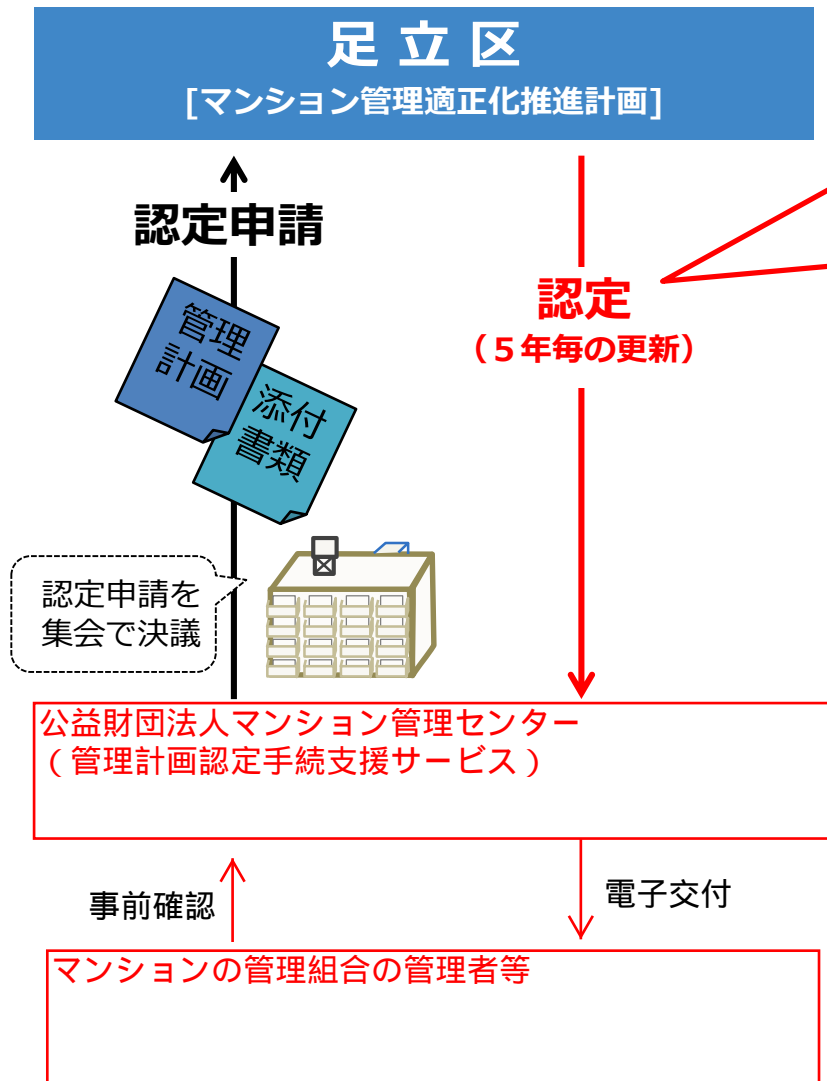
問題点  
今後の方針

制度開始に伴い、5月のあだち広報やホームページ・SNSに案内を掲載し、制度の普及を目指す。

また、管理組合からの依頼によるマンションアドバイザー派遣時に、マンション管理士より制度の周知啓発を行っていく。

## マンションの管理計画認定制度の概要

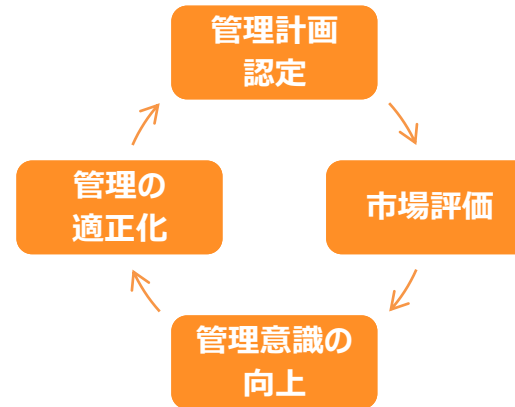
## &lt;管理計画認定の流れ（イメージ）&gt;



## 【認定基準（主なもの）】

- (1) 修繕その他管理の方法
  - ・長期修繕計画の計画期間が一定期間以上あること 等
- (2) 修繕その他の管理に係る資金計画
  - ・長期修繕計画に基づき修繕積立金を設定されていること 等
- (3) 管理組合の運営状況
  - ・総会を定期的開催していること 等
- (4) 管理適正化指針に照らして適切なものであること

## &lt;管理計画認定による好循環&gt;



## 【認定取得のメリット】

- ・ 認定を取得したマンションに対して、住宅金融支援機構のフラット35及び共用部分リフォーム融資について**金利優遇**あり。
- ・ その他、**債券利率上乗せ措置**等も予定されている。